

平成 26 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 6 月 12 日 日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1 号 東彼杵町基本構想の策定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 8 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第

4 号))

- 日程第 9 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 10 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 11 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 12 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 13 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。ただ今から、平成 26 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会致します。

会議を始めます前に、町長部局並びに私共議会事務局の人事異動がっております。その紹介を町長からお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。この度職員の人事異動を 4 月 1 日付けで、町民生活課長に構浩光君をしておりますのでご紹介致します。

○町民生活課長（構浩光君）

構です。よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは議会事務局の異動を紹介させていただきます。

前任の上杉局長に代わり有浦局長が 4 月 1 日から着任をしております。紹介致します。

○議会事務局長（有浦幸治君）

有浦です。よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に入ります前に、ここに謹んで申し上げます。

去る 5 月 23 日に 4 番議席の福田修議員がご逝去されました。東彼杵町議会にとりましても誠に残念であり、哀悼痛惜の至りに耐えません。福田議員に対する弔辞は、5 月 25 日に行われました告別式において奉奠して参りました。ここで、平成 26 年第 2 回東彼杵町議会定例会開会にあたり、福田議員のご冥福を祈り、黙祷を捧げますのでご起立をお願い致します。

〔出席者起立〕

○議長（森敏則君）

黙祷。

〔出席者黙祷〕

○議長（森敏則君）

黙祷終わり。

〔出席者着席〕

○議長（森敏則君）

それではここで、故福田修議員に対する弔意を表すため、11 番議席、本下利之君より発言が求められておりますので、これを許します。11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

追悼の言葉。本日ここに、去る 5 月 23 日ご逝去されました、東彼杵町議会議員、故福田修様に対し、在りし日のあの面影をしのび、町議会を代表し謹んで哀悼の意を表し、追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

議席番号 4 番、福田議員の席には花が添えられております。こうした中の議場であなたに追悼の

言葉を捧げる事になろうとは思ってもよらない事であり、誠に残念でなりません。

平成 25 年度予算審議をする昨年の 3 月定例議会では、元気で審議をされていましたが、その後健康に支障を来した旨のお話を聞き、何回となくお見舞いにお伺いした折、色んな治療をしているので近いうちに復帰しますよと病気を克服したような元気な口調でのお話をお伺いし、安堵していました。

今年の 4 月 23 日の彼杵トンネル貫通記念式典の折、颯爽としたあなたのお姿を拝見した時は、回復に向かわれているものと思えたくらいでした。議員として当たり前のことですが、式典の始めから終わりまでしっかりと役割を果たされ、帰り際に、きつくないねと尋ねると首を横に振って、大丈夫と言い残して別れました。病気による余命は、本人もご家族もご承知の事だったとお聞きし、その大切な余命を病気と闘いながら議員活動を続けられ、町民の福祉向上と地域振興に全身全霊を捧げられ、また議会改革では定員削減を提唱した一議員として、病気を理由に、議員辞職を強く口にされました。その強い意志と姿勢に対し、衷心より敬意を表すものであります。

あなたは日本大学を卒業され、高い人間力を培い、磨かれ、平成 15 年の地方統一選挙で、初当選され、以来、3 期目の途上でありましたが、その業績としては、総務文教厚生委員長、議会運営委員長、産業建設委員長、などを歴任されました。識見豊かな発言は、議会の方向性を示し、又、人としての信望厚き方であり、大所高所から、物の見方や人を解く、人は心で動くんだよなど、飾らない物静かな中に、熱い信念を持ち、事に対する毅然としたあなたの姿勢に、深い感銘を受けたものであります。今こうしてお別れの言葉を申し上げる時、あなたの真摯な中にも温和な人柄が目の前によみがえり、追慕と愛惜の情がひしひしと迫ってくるのを覚えてなりません。これからは全議員が、あなたの在りし日のお元気なお姿を抱き、東彼杵町の将来の繁栄に全力を傾注して参ります。どうか安らかに眠りください。

町民と最愛のご家族にご加護を賜りますようお願いを申し上げ、追悼の言葉と致します。

平成 26 年 6 月 12 日、東彼杵町議会代表、本下利之。

○議長（森敏則君）

本下副議長より追悼の言葉を頂きました。福田議員の安らかなご冥福をお祈り致します。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。初めに議長報告ですが、お手元に配布しておりますので、朗読は省略致します。次に地方自治法 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略致します。次に総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いします。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会調査報告を申し述べます。本委員会に付託された事件は、調査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 平成 26 年 5 月 26 日
- 2 調査事件 介護保険制度について
- 3 調査内容

介護保険法は、平成 9 年 12 月に公布され、平成 12 年 4 月から施行されました。介護保険制度創設の背景には、高齢化進行の中で介護についての負担が家族にとって大きくなっていた事が挙げられます。

平成 25 年 10 月現在、全国の高齢化率は約 25%であり、長崎県は約 28%、町は 31%となっています。2050 年、全国では 38.8%に上昇する見込みです。

その間、制度の改正についても、介護予防給付や地域包括支援センターの新設、介護報酬改定と認定基準の見直し等が行われました。

介護保険料については第 1 期（平成 12 年度～14 年度）2,770 円から第 5 期（平成 24 年度～26 年度）は 5,700 円となっている。介護給付費は平成 12 年度から右肩上がりで 200%に迫る勢いで増加している現状である。

今後の介護保険事業の動向については、利用者負担を 1 割負担から、一定以上の所得がある方は 2 割負担。一定額の預貯金等を保有する者を支給対象から除外するなどの見直しが検討されています。

今回の調査で問題になった事が、住所地特例の問題であり、地域密着型介護施設（グループホーム）への他町からの入所の際、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる措置の対象外となっている。これは施設等を多く抱える市区町村の負担にならないようにするための措置ではあるが、高齢化率上昇の現状を見る時、今後の基準等を東彼 3 町の指定を含め、早急に検討すべきである。以上であります。

○議長（森敏則君）

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いします。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 平成 26 年 4 月 18 日
- 2 調査事件 茶の流通及び価格の動向調査
- 3 調査内容

近年、茶の価格の低迷が続く中、平成 26 年 4 月 18 日佐賀県嬉野市にある西九州茶農業協同組合連合会において、初入札並びに東彼杵町における茶の出荷量と価格の推移を全委員出席のもと調査した。

初入札においては、総量 5,149kg・145 点が出荷され、品種としてはオオイワセ・サエミドリが主で平均キロ単価 4,523 円であった。その内 54 点が東彼杵町産で平均単価 5,340 円であった。最高入札価格がキロ当たり 41,014 円（サエミドリ）の高値で落札され町内の生産者の品物であった。町内では、298 戸の農家が総面積にして約 400ha 栽培されているが、一番茶の推移を見てみると平成 11 年度の取扱量 260 t（JA 県央）キロ当たり 3,216 円をピークに、平成 21 年度は取扱量 240 t（JA 県央）キロ当たり 1,954 円、平成 25 年度は取扱量 228 t（JA 県央）キロ単価 2,245 円と依然厳しい状況にある。尚、平成 25 年産の東彼杵町の取扱量は年間 409 t（JA 県央 425 t）であった。

また、被覆茶と無被覆茶では価格差が相当見受けられた。

以前、そのぎ茶銘柄確立のため大海袋にそのぎ茶と印字して出荷されていたそうであるが、購買者の注文により廃止された経緯があるそうである。県内、また町内ではそのぎ茶としての知名度はあるものの流通センターに出荷された茶については、そのぎ茶として出回っているのか不明であった。入札、セリについては、出荷量が少ない内は入札方式で、その後出荷量が多くなるにつれてセリによる販売との事である。

茶の生産については、消費・価格の低迷、並びに円安等により燃油等の高騰で依然厳しい状況にあり、今後更に厳しくなる事が予想される。良質のものを如何に低コストで生産するかが不可欠であり、生産技術の更なる向上、PRによる販路の拡大。また、生産コスト削減のため茶工場の集約化を進め、共同茶工場の推進を図る必要があると思われる。

○議長（森敏則君）

以上で調査報告書の報告を終わります。

次に、陳情第1号、地球社会建設決議に関する陳情書。陳情第2号、地方自治体における政党機関紙しんぶん赤旗の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情は、配布のみとします。

次に、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。本日は第2回の東彼杵町議会定例会を招集致しましたところ、大変ご多忙の中ご出席頂きましてありがとうございます。それでは、行政報告でございますけれども、先程副議長の方から福田議員に対しましての追悼の言葉がっておりますけれども、私の方からも一言、遺族の方もお見えでございますので、後程お伝えしたいと思っております。福田議員につきましては、最後の一般質問というのが私の記憶では、太陽光ソーラーシステムを付けようという事で一般質問されまして、その結果、太ノ原公民館等の公共施設の太陽光システム等が設置をされた訳でございます。それから常々議員が仰ったのは、千綿地区とにかく住宅を作ろうと、人口増を図ろうというのが一番念願でございまして、私も入退院を繰り返される中、お話しをする中、そういう話を伺っております。心から福田議員に対しまして哀悼の意を表したいと思っております。

それでは行政報告に入らせて頂きます。お手元の資料に基づきまして説明を致します。3月26日、観光・地域づくりセミナーというのを開催致しております。これは機関誌でございます、九州のむらというのがございますけれども、これの編集長の養父信夫さんという方がいらっしゃいます、その方のセミナー。それから高千穂の方からお見えになった講師の方と一緒にセミナーをやっております。

28日、フォトコンテストの秋冬編表彰式を行っております。これにつきましては、最優秀は嬉野の三根さんという方でございますけれども、この方は平成12年も東彼杵町で最優秀を取られたという事で2度目の受賞となっております。

同じく新規就農者認定書交付式となっておりますけれども、これは大阪から松井さんという若い方ですけれども、お出でになりまして、現在、アスパラガスの就農をされております。最近では初めての方でございます。

4月3日、千綿氏の末裔という事で千綿安正さんに佐賀県の方にお会い出来ました。現在千綿安正さんは91歳の方で、佐賀県の鍋島町にお住まいで認定幼稚園を2つ経営をされておられて、ご健在でございます。何か町の方でイベントをする時には、先に訪問しました彼杵さんと合わせて、何か参加をして頂ければ良いかなと思っております。

4月4日、ヴィレッジデザイナー認定証交付式と書いております。これは町内のまちづくり会議あたりに参加をしまして、積極的な意見等を賜っております4名の若い方に、所謂デザイナーとして、まちづくりの指導員みたいな感じで、そういう事で認定を致しまして、4名の方に交付を致しております。

5日ですけれども第4回知の広場という事で、これはあまりこう参加者がいらっしゃいませんけども、地域おこし協力隊が3名きております。その3名の方が色々著名人を呼んで、2時間位色々な体験談とかを交えながら、そういう集まってまちづくりをどうしようかと、ヒントになるような広場を開催致しております。

6日が書き洩れしておりますけれども、これはまちづくり事業の一環という事で住民の方の発案でございましたけれど、自由演奏会というのをしております。これは全国、千葉とか神戸それから九州各地、それから県内ですね。県内は中学生も含む高校生も含む音楽家の演奏会でございます。2日間ありまして、まず1日目が皆さん全国からお集まり頂きまして120名の方がお集まりになりまして、翌日は児童体育館でその120名の方が東京の上野の森の指揮者の方がいらっしゃいますけど、その方を中心に午後から町民の方約40名の方がお出で頂きまして演奏会をしております。これは今からそういうイベントをどんどん繰り返していこうという事で今後定着をしていくのではないかと考えております。

4月9日、ブラジル在住の丹生登さんが10年ぶりにお帰りになっております。昭和30年にブラジルに行かれまして、まだ若い時に行かれまして、今もう73歳位ですが、非常に東彼杵町の情報をインターネットで見られるというような素晴らしい事で、最近では娘さんから東彼杵町のフェイスブックあたりにコメントをされる等色々こう情報交換が出来ております。

12日でございますけれども、これ間違っておりますまして菅無田郷・法音寺寿会60周年ではなくて50周年の間違いでございますので訂正方をお願いしたいと思っております。

13日が町消防団新入団員辞令交付式、これは今人口減少が続く中ですね、12名の方が新たに入団をして頂きました。

15日が庁舎内給茶器贈呈式という事でJAの方から、特に茶業部会の方からお茶を自動で飲める機械を頂いております。町民ホールの方に設置を致しております。

16日、県議会防衛関連雇用対策特別委員会行政調査、これは自衛隊員の方が早期退職をなされます。その早期退職の方を役場の、例えば危機管理とか色々な管理部門に採用して欲しいという事で県議会の方で調査に参られております。今回の県議会これから国の方にそういう陳情が上がるよう話を聞いております。

23日が新幹線彼杵トンネルの貫通式でございます。これで東彼杵町から発進しますトンネルは全て貫通を致しました。後残りは嬉野から来ている俵坂トンネル、そののみが今年の11月か位には貫通するのではないかと考えております。

それから、ひまわり保育園認可書交付という事で30年ぶり、50年ぶりですかね。50年ぶり位に

新たにひまわり保育園を認可という事で少子化対策の一環で進めております。

25 日が RV パークそのぎの荘オープン式という事で、これは道の駅の一角を利用しまして RV 車を宿泊して頂くために電源を 2 箇所位取りまして、それから流しと言いますかシンクを並べて泊まって頂くと。そして、アイドリングを止めてもらってそういう指定の場所で一泊してもらおうような設備をしております。一泊ちなみに 2,000 円位の料金を頂くようになっております。

26 日が、常明園の新築落成式があつております。

5 月 1 日が町の工業団地へ企業の視察が、これは赤木地区の工業団地でございますけども、そこに愛知県の刈谷の方から社長さんがお出でになりまして、一応非常に条件等は良いという事でお帰りになっておりますけど、まだ県の企業団の方からは動向等は来ておりません。

5 月 3 日、実物大のダンボール蒸気機関車 D51 展示会開会式と書いてありますけれど、これは議員の皆様には補正予算等には間に合いませんで一部予備費を使わせて頂きましたけど、おかげ様で 18,184 人という事で、長い 9 日間のイベントとしましては町としては初めてだったのですけれど、非常に盛況でございまして、それからこれに従事しました職員もかなりおりますけど、非常に東彼杵町の交通の利便性、それを利用したイベントというのが手ごたえを感じておりまして、これから先のまちづくりに職員も自信を得ているようでございます。それから町内の茶市とか道の駅、それから関係します町内の交流人口も増えましたので、それに伴う売り上げとかが非常に波及効果が大きかったのではないかと考えております。

9 日でございます。消防団協力事業所認定書交付式と書いてありますけども、これは火災時に業務を止めて消火活動に取り組むとか、そういう事業所の協力事業者に対しての認定でございます。株式会社朽原建設様に交付を致しております。

5 月 26 日でございます。国県の主要幹部にそのぎ茶の贈呈に行っております。福岡の九州建設局、それから九州防衛局、それから JR 九州の本社、それから長崎県庁、中国総領事館の方にそれぞれ新茶を贈呈に参っております。

29 日、これは町建設事業協同組合、現在金井忠信会長以下 7 社で組織をされておりますけど、この協同組合と災害、大規模災害の場合の協定を調印を行っております。

31 日、これは彼杵おもしろ河川団東彼杵川談義と書いてありますが、これは今年、特に彼杵川、千綿川、江の串川を筑波大学の学生さん達がゼミで色んな研究をしてくれます。その前打ち合わせという事でお出でになりまして、それぞれ千綿川の下に書いております、八反田の自治会のほたる鑑賞会も合わせてそういう協議等を行っております。

6 月 3 日、日本で最も美しい村連合審査と書いてありますが、4 日まで行われております。審査員の 2 名の方がお出でになりまして審査を受けました。これは長崎新聞で取り上げられたと思いますが、なかなか審査基準が厳しくございまして、その中でかいつまんで言いますと、東彼杵町に入った途端国道のガードレールの草が繁茂していると、これでは美しい村になりませんという事で減点になりますと言われまして、いやこれは国交省の管轄ですからと言いましたら、どこの町長さんもそう言われます。当たり前ですと思ったのですが、その辺から美しい村にしなければならぬという事で、皆さん方もしっかりとその辺を、今からそういう連合に入る入らないに関わらず、東彼杵町を美しくするためには色んな努力をしなければならないと考えております。

6 月 5 日、新中日友好 21 世紀委員歓迎夕食会という事で行っておりますが、長崎県で、中国の唐

家璇という以前はNo.2の方ですけども、その方を始めとして10名位。それから日本の委員さんが日本郵政の社長さん、それから有名な人では、浅田次郎さんとか毛利衛さん、クローズアップ現代の国谷裕子さん。そういう著名人の方が20名集まりまして委員会が開催されております。我々も一緒に行きまして色んなお話をさせて頂きました。以上でございます。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時59分）

再開（午前9時59分）

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

先程の町長の行政報告を終わります。それではこれより議事に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、10番議員、後城一雄君。11番議員、本下利之君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの9日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（森敏則君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、警告ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解にお願いします。順番に発言を許します。

始めに、2番議員、橋村孝彦君。

○2番（橋村孝彦君）

おはようございます。今日はかなり沢山の傍聴者の方がお見えでございますけども。今回は、出産祝い金、児童報奨金、子育て支援、子育て環境の充実についてという事でございますけども、つ

まり少子化対策です。ではご婦人方も多いようですから是非頑張ってくださいなという風に思っております。

今や我が国において少子高齢化、人口減少は国家の将来に関わる重大な懸案事項であります。少子高齢化、人口減少社会が進捗する要因として、晩婚化や未婚率による一人の女性が生涯子供を産む出生率の低下が考えられます。少子高齢化の要因は我が国の構造的なものです。戦後の食糧危機時代に餓死が深刻な問題となっていたため、優生保護法という法律が作られ、人工中絶が可能になったことから始まりました。優生保護法という本来目的は母体の健康・生命維持或いは不具の出生を抑える、そういった本来的な目的はございますが、人口過剰という時代的背景があったという事も否めない事実でございますので、間違いのないようお願い致します。その後、経済の向上に伴い餓死の状態は無くなり、産児制限の必要は無くなりましたが、これを機に出生率の低迷が続き、年々減少をしております。

我が国は、戦後国土復興と欧米社会に追いつけ、追い越せと経済発展第一を掲げ努力してきた結果、世界に類を見ない経済発展を遂げました。反面失われたものも多く指摘され、日本の古き良きものを見直す論調も起きています。経済第一主義はやもすれば物質文明に陥りやすく、結果としてお金が必要な社会になります。お金が必要なのは、生活費や物質だけではなく子育て・教育にも必要になります。また近年の高学歴志向は、教育費の負担に拍車が掛かり子育て世代に重くのしかかり、共稼ぎを余儀なくされているのが現状であります。少子化は将来的に生産人口の減少となり、物づくり大国日本は崩壊し、拡大経済から縮小経済へと転換され、公的年金の維持や高齢者医療費等社会保障費は財源不足となり、相対的な国力は低下し、その影響は当然地方に波及し、地方の疲弊に拍車が掛かることは明白であります。

国においては、かかる現状に危機感を抱いたのか遅ればせながら平成 24 年度に子ども子育て支援制度を成立され、早ければ 27 年度から子ども子育て関連 3 法に基づく子ども支援新制度を本格的にスタートさせる予定ですが、これには 1 兆 1,000 億円の財源が必要とされており、未だ 4,000 億円の財源不足が指摘されております。かかる現状を見れば、少子化対策こそ国にとっても地方にとっても重要かつ喫緊の課題と言えます。

本町においては人口を増やすべく定住促進など様々な施策を講じてありますが、年々人口は減少しております。これは若者の流出もさることながら、高齢者率の高さからくる構造的なもので、如何ともし難い問題であろうと受け止めております。高齢化率が高ければ自然現象的に減少率も高くなります。自然現象的に減少するなら自然現象的に増加するのが自然界の摂理であるはずですが、何故か減少に追いつかないのが現状であります。それは何故か、自然界の摂理に反する社会的構造と背景を人が作ったからであると言えます。人、つまり国、政治、政策が現状の少子化という社会的結果を作ったと言えます。結果に至るには原因とプロセスがあります。社会的現状、結果が将来的に問題があるのなら原因とプロセスを作った者が責任を負うべきだと思います。だからといって我々地方自治体が、国の責任と高みの見物とはいきません。何故なら地方の集合体が国であり、地方なくして国は成り立たないからであります。地方には地方の役割が当然あるはずです。

国も消費税増額分を子育て支援に回すなど予算配分を考えておりますが、今や国も地方も予算配分に重きを置くのは少子対策であると言えます。少子対策は、子育て支援環境の整備が大きな役割を果たすと考えております。本町には出産祝い金、育児報奨金等様々な支援策がありますが、果たし

てこれで少子化が解消されるのか。そこで次に質問致します。

- 1 本町の出生率の推移と 15 歳以下の子供の数。
- 2 本町の出産祝い金、育児教育支援等の現状。
- 3 20 歳～39 歳までの女性の数。
- 4 平成 27 年度から本格スタート予定の子ども・子育て新制度への対応。

以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

出産祝い金、育児報奨金等子育て支援、子育て環境の充実についてという事でご質問でございますので、そして 4 項目が質問になっておりますのでお答え致します。

まず本町の出生率の推移と 15 歳以下の子供の数でございます。これにつきましては、出生率につきましては昭和 58 年から 62 年、ベース方式で答えますけれど、それでいきますと 2.01 です。それから昭和 63 年から平成 4 年までが 1.92。それから平成 5 年から 9 年までが 1.70。それから平成 10 年から 14 年までが 1.6。平成 15 年から 19 年が 1.5。平成 20 年から 24 年が 1.37 でございます。現在長崎県下では下から 2 番目でございます、長崎市が 1.3 になっております。それから 15 歳以下の子供の数でございますけれども、これも若干数値が違いますけれども、昭和 30 年を見てみますと、5,065 名おります。それから昭和 50 年が 2,440 名、そして昭和 60 年が 2,213 名、平成 7 年が 1,957 名、それから平成 22 年が 1,291、現在が 1,040 でございます。これは東彼杵町の住民基本台帳からもってきております。

本町の出産祝いでございますけれども、平成 25 年度の実績でいきますと出産祝い金が 14 名。当然 10 万円でございますので 140 万円を 3 人目以降という事でお支払いしております。お祝い金をあげております。それから育児報奨金という事で、これも 14 名、140 万円の実績でございます。

それから育児教育支援内容でございますけれども、これは直接繋がるかどうかは分かりませんが、関連してでございますけれども、取り組みと致しましては特定不妊治療費助成事業或いは妊婦検診、それから乳児検診、新生児聴覚検査助成事業、赤ちゃん訪問、乳児相談、乳児検診、発達等のハイリスク児への支援等を行っております。その実績と致しましては、特定不妊治療につきましては、これは 1 回当たり 10 万円の助成を平成 25 年から始めておりますけれども。実数としては 4 件、延べの 6 件で 450 千円の実績でございます。それから妊婦検診につきましては、実 77 人で延べの 588 回、4,290,960 円の実績でございます。乳児検診につきましては 2 回分でございますけれども 1 人当たり 10,800 円でございます。これにつきましては前期がこれは 3 か月から 6 か月ですか、これが 43 人。後期が 9 か月から 12 か月という事で延べの 34 名でございます。これは、実績が 415,800 円でございます。それから新生児聴覚検査助成として 1 人当たり 1,500 円、これは実延べとも 40 件で 60 千円の実績でございます。それから赤ちゃん訪問につきましては、18 人でございます。それから第 2 子以降の訪問というのは、すすくすねんねに委託しております延べの 33 人でございます。それから乳児相談につきましては 3 か月児が 51 人、8 か月～9 か月児が延べの 41 人でございます。それから、幼児検診がこれは 1 歳半、2 歳、3 歳、5 歳でございますけれども、受診率が 1 歳半につきましては 47 名に対して 43 名でございますので、91.4%の受診。2 歳につきましては 59 人中

49 人の 83% の受診。3 歳児につきましては 47 人中 45 人で 95.7%、5 歳児につきましては 55 人中 52 人という事で 94.5% の受診率でございます。それから発達等のハイリスク児への支援、これは子育て相談が実で 14 人で延べの 16 人でございます。電話相談が延べの 49 人。訪問と致しましては実 3 人で延べの 5 人でございます。それからこれ以外に、福祉医療費の助成等がございます。それとチャイルドシートの購入費の助成、それから町民集いの広場、すくすくねんねを取組んでおります。それから町内の保育園の認可が 3、無認可が 1 という事でやっております。それから放課後児童クラブ・学童保育、これも 2 箇所で行っております。それと関連しますけれども、実績と致しましては、チャイルドシート等につきましては平成 25 年が 36 台でございます。それから、婚活活動支援事業という事で平成 24 年度、平成 25 年度これは補助事業等でながさき少子化対策強化事業という事で 2 ヶ年実施を致しております。それから、先程申しました子育て支援事業と致しまして県内では 4 市町の取り組みでございますけれども、今年がすくすくねんねの方で講演会とファシリテーターの養成ですか、この事業を取組むように致しております。

それから、次の 3 番目の 20 歳から 39 歳の女性の数でございます。これにつきましては、2010 年、これが年代別に分けて話をしますけれども 20 歳から 24 歳までが 202 名、25 歳から 29 歳が 179 名、30 歳から 34 歳が 198 名、34 歳から 39 歳までが 218 名で 797 名、2010 年ではいらっしゃいます。ところが、これが 2040 年、これは見込みですけれども、予想になっておりますけれども、これは国立社会保障・人口問題研究所が発表致しております。20 歳から 24 歳が 70 名、25 歳から 29 歳が 78 名、30 歳から 34 歳が 86 名、35 歳から 39 歳が 111 名、合わせまして 345 名でございます。従いまして 452 人減りまして 56.7% という風になっております。これは社会保障・人口問題研究所の発表でございまして、これが先日発表されました日本創成会議というのが発表致しましたけれども、これが 2010 年は同じなのですけれども 2040 年、ここにつきましては 243 名という事で先程 345 名と言いましたけれども、これが 243 名になると 69.6% 減りますよと。896 の団体が消滅の可能性がありますよと報道ですけれども、その中の東彼杵町は 172 番目でございます。勿論県内では 6 番目です。離島あたりがそれぐらい挙がってきまして本土では東彼杵町がトップだろうと思っております。その消滅の話は衝撃でございまして、川棚・波佐見町は潰れません。大村も潰れません。しかし、嬉野が潰れます。そして、なんと東京の豊島区、サンシャイン 60 がございますけれども、池袋の駅の利用者が 1 日当たり 250 万人おりますけれども税収が 280 億円あります。ここも潰れるという事になっております。従いまして 20 歳から 39 歳の女性が 50% 以上の所は消滅の可能性がありますよという事でございますので、それに悲観する事はなく、これからそういう政策を立ち上げるのが一番良いかなと思っております。

4 番目の平成 27 年度にスタート致します子ども・子育て支援新制度への対応でございますけれども、確かにこれは東彼杵町の取り組みは若干遅れておりまして、子ども・子育て会議を平成 25 年 11 月 27 日に立ち上げをしております。そして第 2 回目の会議を平成 26 年 3 月 25 日に開催致しております。これはそれぞれ幼稚園、保育園の方々からご意見等を一人一人伺っておりますけれども、残念ながら国の要綱等が、設備運営基準等が 5 項目ございますけれどもかなり遅れております。ようやく今週位に目途がついたようでございますけれども、それからの作業でございますので、ややもすれば 9 月の議会で条例の提出が出来るかどうか危惧致しております。そういう事が保護者の方に十分周知をしなければなりませんので、新制度の移行に対しましては、早急に色んな情報を仕入れま

して、9月定例議会に提案出来ますよう努力をしたいと思っております。登壇での説明を終わります。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

4項目の質問事項に対してお答え頂きましたけども、まあ数を聞いてお分かりのとおり出生率、子どもの数等も年々減っているという事の確認ですね、間違いないという事です。それとそういう現状確認をさせて頂きました。それから、本町の出産祝い金、育児報奨金の現状等についてでございますけれども、これは大まか、実は私も分かっておりましてね、確認の為に進めて行きたいなという事で、お尋ねした訳でございますので、よろしくお願い致します。先ずその出産祝い金等ですけど、先程仰ったとおり、第3子以上出産した人に1名につき10万円と、育児報奨金等が第3子以上の人は満1歳到達時に10万円等色々ございますけども、果たして登壇の時に言いましたけど、これで育児の足しになるのかという素朴な疑問ですね。

実は福島県に、矢祭町という所がございます、本町より若干人口規模、予算規模においても少ないというか小さい町ですけども、小さくても輝く町という事をスローガンに掲げてやっておられますけども、そののちとこういった部分の比較、本町と比較して調べてきてみましたのでちょっと聴いて頂けますかね。福島県矢祭町、人口6千ちょっとの町です。ここには、すこやか赤ちゃん誕生祝金なるものがあるのですよね、本町の出産祝い金と似たようなものでしょうけども、ここは、メモして下さい。第1子10万円、第2子まで10万円です。第3子が50万円、第4子が100万円、第5子なんと150万円ですね、予算規模はうちより小さいのですよ。それで児童手当、0歳から中学終了前まで支払われるのですけどね、0歳から3歳未満、月1万5000円。3歳から小学終了までは第1子、第2子が月1万円、第3子以降が1万5000円、中学生が全て月1万円。まあ中学生が1万円というのは子どもにあまり手がかからなくなったから若干安くなったのかなと個人的に解釈していますけれど。第3子以降には別に2歳から11歳まで健全育成奨励金というのが11歳まで毎年5万円でございます。11歳までですからトータルそういう事です。その他諸々色々ちと違う部分もありますけれど、比較として非常にあまりにもこう相対的でございますけども、つまりこの矢祭町はどういうビジョンと言いますか、コンセプトにおいてこういう事を行われているかと言いますと、これからの少子化がこれからの町の在り方、或いは大きく言えば国の在り方に大きく影を落とすであろうから、予算配分を子育て支援に重きを置こうという考え方の現われだと私は思っているのですが、そこら辺についてちょっと例題としてあまりにも差がありますがどうでしょう、町長どのようにお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

聞いてびっくりしました。東彼杵町の10万円も決して県内では低い方ではないのです。県内でも、あまりやっている所はないのですけれど、非常に若いお母さん達が今フェイスブックやっておられますけれど、初めて私がそれをやろうという事でその交付状況をフェイスブックで上げたら何千人と見られる訳です。そしてコメントがいっぱい入ります。知らない人が沢山いらっしゃいます。

町内は勿論知っておられますけれど、町外の方が東彼杵町は良いですねという事で、私はもう自負しておりましたけれど、残念ながら今橋村議員の話しを聞きまして、財政が許せば、財政が許せばやった方が良いです。良いと思います。それと、これが何人本当に該当者がいらっしゃったのかです。本当にこれ1度決めますと経常経費でございますので、毎年それが恒常的に発生しますので長続きするかどうかなのです。ですから私もここまでもっていきたいのですけれど、まだまだ東彼杵町の場合は道路事業とか他の投資的な事業の要望が多くございまして、本来ならば今仰ったように子育て支援の方に、後の方でもお答えしますが、高齢者対策ではなくて子育ての方にシフトをしながらやらないと多分駄目だろうと思っております。そういう事で、議員のご指摘の件は、十分検討しながら進めて参りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

当然やっぱり出生率は上がっている訳ですよね、結果として。それは当然の結果だと思います。勿論町長が仰るように財源の問題、当然です。財源無くしてサービスは不可能でございますから。しかし、これはどう言いますか、お金の使い方の方向転換をちょっと考える事で、例えば町長の考え方の方向転換と言いますか、或いはそういったものを転換されて、子育て支援に予算配分の重きを置くという政策転換されて、財政の問題については、今の先程発表になった数字的な部分で行けばそこまではその年間何百人、何千人という人達が産まれている訳でもないですし、なんとか可能な気はするのですけど、どうですか町長、そこら辺をもう少し予算配分をこっちの方に少し重きをシフトは如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

東彼杵町が先程説明しました1,400千円と育児褒賞金、今2,800千円払っています。ですけどこれが単純にいきますと、今仰った10万円、10万円、50万円ですか。ですから、これで70万円要ります。それから、あと100万円要る訳ですよ、続きますと。それに14掛けてもその10,000千円台に乗るような事なのです。それが本当に出来るかどうかなのです。非常に厳しゅうございます。ですから、例えば敬老祝い金なども全部止めて、子ども達にやってくれという話になってくれば別ですけど、そういう繰り替えをやるしかない訳です。老人の方もやっぱりそういう楽しみにしておられるところもありますし、その辺を我々も説明をしながら、そういう対策を、高齢者から若い人にシフトしていくような方法を考えていかなければならないと思っております。単純に今計算しただけでワッという位金額になるものですから、簡単にしますとは言えないものですから、十分他町の良い所は採って、前向きに検討はしていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

仰る事は分かりますのですけれど、先程、日本創成会議という、後で触れますけれども、ここの所謂女性の数が減ると言うことに関して提言しているのは、今の政治と言いますか、お金の使い方と言

うのはどうしても高齢者を優遇しがちな社会保障制度が多い。むしろ少子化に対する予算配分が少ないという指摘をされていますので、これからはこんな事を言えば高齢者からお叱りを受けるかも知れませんが、高齢者を切り捨てろとか私は決して言っている訳ではなくて、やっぱり高齢者は一人一人としてこれからは高齢者率が高くなっているから当然の事は必要でしょうけども、予算配分を重点に置くという点においては、将来的な投資というのに対しては、私はやっぱりそこら辺をシフトしても良いのかなという気もします。すみませんね高齢者の皆さん、決して切り捨てろと言っている訳ではございませんので。それで先程 10,000 千円台にのぼろうかという概略を仰いましたけど、町長以下3役、給与半額されています。素晴らしい事だと思いますけれど、17,000 千円位でしたか。これは今まちづくり支援交付金等々に使われておりますけど、このこと自体は、地区の皆さん方が喜んでおられます。有難がっておられますから、それはそれとして全否定するつもりは全くございませんけども、そういった部分の金の使い道等々を、17,000 千円あったら何名の子どもにこういう事が出来ますかという事です。やっぱりそういった将来的な投資という意味で、ぼちぼちそういったお金の使い道等々を考える時期ではないだろうかという思いがしますが如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、やっぱり 17,000 千円のまちづくり交付金をあげておりますけど、中々その希望が無いような、残で残ってはいけませんので、その辺のシフトを何時するかですね。やった時にお金が無いという事も中々あるものですから。ややまちづくりの方は芽生えて来ておりますので、今年位からは若い方が色んな対策に臨んで来られると思っております。それと、今朝のニュースあたり、新聞見られたと思うのですが、法人税の実効税率が 20% 台という事で下げると言っておりますけれども、これが下がって来るという事は交付税にも影響しますし、その所謂下げた分だけの財源をどこから持ってくるという事なのです。そこが今揉めておりますけど、そこがしっかりしないと国の予算がままなりません。そして、今年の年度末に少子化対策大綱が出来ますので、これ成長戦略の一環で安倍総理の方がされますので、これが年度末に出来上がってきて、今の問題あたりを具体的にやってくれるのではないかと考えております。そうしないと 50 年前から人口減は分かっていた訳ですけども、対策を打って来なかったと。どちらかと言いますと、高齢者、高齢社会が先に来たものですから、そっちの方を優先してやっておりますので、これからは少子化対策を国も本格的にやらないと大変な事になるだろうと考えておりますけれど、その結果を待ちながら、27 年度の予算編成等があればそっちの方で検討していきたいと考えております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

仰る事も当然の事だと思いますけれど、問題はやる気と方向転換ですよ。それと力量。すみません。ちょっとここに視点を変えるといいですか論点を変えて、ちょっと違った意見があるのですが、ちょっと聞いてもらって良いですか。少子化対策は地域の愚作だという論調がありましたので、ちょっと聞いて頂きたいと思います。確かに先程私がお話した原因と結果、或いは自然現象的云々という

事を申し述べましたけれど、これと関連する事でございますけれど、マルサスの人口論というのがございまして、マルサスの人口論というのはご存知な方、ない方もいらっしゃると思いますが、一定の条件が揃えば、人間の数は必然的に増えるという理論なのではございますけれども、よって食糧生産が追いつかないから人口は制限されるべきだという理論なのではございますけれども。正に戦後の優生保護法にしても中国の一人っ子政策にしても、所謂マルサスの人口論において執り行われているという事です。つまり一定の条件というものは、地球上にいる全ての生物、動物の役割は種の保存、子孫を残す事、これが神から与えられた使命。それとそのためには当然異性間の能力は存在すると。それともう1つは食料が確保されているという事。これが整えば必然的に人口が増えるという理論なのです。山の猪が正にそのとおりであって、一定の条件が揃っているから猪は増え続けているという事ではございますけれど、つまり自国で賄える食料で賄える数が適正人口だという理論なのではございますけれども、全くこう逆の考え方なのではございますけれども、これについてはちょっと突然ではございますけれど、どういう風にお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そうなっていますと、自給率、食料とかの話になりますと、ちょっと私もその人口論とかは良く知りませんが、それをすると全く輸入辺りが出来なくなってしまう訳です。自給率だけで言えば人口半分で良い訳ですから、別にそれはそれで良ければそれで良いと思います。日本もそういう時代になって行く訳ですから。しかし、日本はもうお米以外は殆んど100%近くで自給率ありませんので、人口がもうなくなるという事になります。そういう理論はちょっとどうかなと思いますけど、やっぱりこうバランス良い事をしなければと思っております。ただ、要はその人口をどうして保つかという事は、やっぱり単純にそういう発想もあるかも知れませんが、結婚をして頂くと、単純に。そこを昔みたいに核家族ではなくて、3世代の日本の風物的な生活の仕方、これに戻れば私は、日本は昔は全部、子育てから介護まで全て家でしていた訳ですから、出来ない事はない訳ですから、そういう考え方を今から粛々とやる方が、逆に今の仰った人口論、自分の家で農作物を作って自分達で食べるような、そういう理論に落ち着くのではないのでしょうか。だから、それは昔の生活に戻るという事ではないかと思います。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

そのとおりだと思います。しかし理論的には私は間違っていると思います。個人的な解釈ですが、そう思っています。現実的では無いと思っています。私が登壇上で述べた原因と結果という事は実はここにあると思っています。国民の幸福度というのが時々発表されますけれども、国民の幸福度が高いのはいつもヨーロッパ、特に北欧諸国です。ここのその国民の幸福度が実は何故高いのかと言いますと、やはりその社会保障制度が整っているからなのです。翻って我が国は、ですから北欧諸国は面積にしても人口にしても利率にしても我が国よりずっと低い。けど国民の生活、幸福度というのは高い、これ何なのか、やっぱりその社会的構造が違う訳です。結局、日本という国はお金を必要な社会を作ってしまった。結局、食料、今の食料自給率云々について戦後の自民党の食料

政策が間違っていたなんていう議論もありますけれども、私はそう思っていないくて、逆に被害者なのかと思っていますけれど。結局、日本という社会は物を作って工業力で海外に売って外貨を稼いでという方針で来た。そして食糧はその稼いだ部分で賄えば良いと言う社会になっている訳です。常に日本という国は働いていかなければ、所謂先進国としては成り立っていないという、これが所謂原因と結果であって、これが人が作ったという事なのです。だからその責任は国及び地方公共団体が負いましょうと。その為に当然今の我々はその国の政策・方針に悲しいかな、翻弄されながら生きて行かなければいけません。そうすると当然、日本に人口は必要になってきます。そして、お金も必要。悲しいけどもお金が必要な社会になって来ますので、そこら辺を如何にこう手当を厚くして行けるかというのが、これからの私は政治の在り方が問われると思いますけど、1つそこら辺についても参考になればと思いますけれど、私の個人的な考え方で申し訳ございませんけれども、これについてはコメントはもう結構でございます。それと、先程女性の数です。時間がございませんのでサッサ行きますよ。若い女性が減るというのは寂しい事です。子どもがその明るい声が聞こえない社会というのは寂しいですけども、若い女性は華やかで美しくて私大好きなのですが、この方々が先程仰いましたけど、日本創成会議の人口減少問題検討会が発表した数字、衝撃的でした。これ実は私は考えていなかったもので、一般質問提出し終わった後にこれ報道で流れましたので緊急追加したのですけれど、正に仰るとおりでありました。東彼杵町は確か減少率が 69.6%でした。そうしますと先程お答えになられました数になる訳です。そうすると、益々これは減って行くという事になる訳です。ですからここら辺を何とかしなくてははいけないと思いますけども、それこそ何とかしなくてははいけないのは」、やっぱり金の要る社会だから何とか行政でバックアップをしましょうよという事が、将来的に少しでもプラスになればと思いますけれども如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに今 797 名、2014 年が 20 歳から 39 歳までいらっしゃって、それが 284 名になる訳です。もう衝撃的でございます。これは婦人会、3 町の合同婦人会でももう既に説明をしたのです。だから川棚、波佐見町、東彼杵町を対比してご説明したのですけれども。それともう 1 つは若い人が居ないと、その逆に今度は 75 歳以上の方が増えるのです。東彼杵町は、3 町は増えません。大村とか吉永議員が 1 回質問されたのですけれども、長与・時津・大村辺りが極端に増えるのです。だからそういう問題が後を控えております。そういう中で今のこの 30 年を生きなければいけない訳ですから、やっぱり町民の方に役場としては十分説明をしないといけないと思っております。そういう人口が減ってどうにもならないから、皆さん協力して何かやりましょうと言わないと、自分達のその住民の方に政治というのは我々伝えていかなければと思います。分かれられないなら分かるまで、何回でも職員全員で住民の方に教えなければいけないと思います。そうしないと今から先、物事があった時どうしましょうかといった時に、全くそれ無しで今までどおりやっていたらとても消滅します。多分東彼杵町は財政力全く出来ませんから消滅致します。30 年後、私も無責任ですけどもそこまで生きていませんから分かりませんが、少なくともここ 20 年、今を住民の方にしっかり伝えて、そして将来を決めるのは我々だという事で皆さんとしっかり話をして、東彼杵町の 20 年後をイメージしながら色々な政策をしていかなければならないと思っております。答弁、答えにな

っていないと思いますけどよろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

消滅しますと断定的に言われましたけど、そうでは無くて消滅の可能性があるという事ですので、これは絶対阻止しなくてははいけない。消滅する事は私は個人的には無いと思っていますけれど、可能性としては否定出来ないであろうという事だと思っています。ですからこそ、今日本創成会議はこういった衝撃的な数字を発表し、世に問うているであろうと私は受け止めておりますから、それにお答え出来れば良いなと思っています。それでは、次、子育て支援新制度への対応でございます。27 年度から本格的予定でございますけれども、先程のお話でいけば、まだ確定的なものは出来ていないという事ですけども。ちょっと私が調べた範囲でいきますと、新制度のポイントは現在大きな社会問題となっている少子化問題を解消する為に制定されたという事ですよね。これのこの大きなポイント、これ結構お金とか何とかいう問題ではなくて、家屋的なものも多いのかなという気がしております。施設とか設備、保育所とかそういった物の充実に重点を充ててあるなという風に受け止めております。私が言っている事とは若干違いますけど、大きなポイントは質の高い乳幼児の学校教育、保育の総合的な提供です。もう 1 つが保育の量的拡大、確保ですね。それと地域の子ども・子育て支援の充実という事がメインに挙げられていますけれども、具体的にはどのような事を、まだ考えられておられませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在ですね、私も仕入れているのは 5 項目ございまして、まず幼保連携型の認定こども園ですか、これの管理基準です。それと、今ございます地域型の保育事業、これの認可基準です。それから今度はそういう確認を受ける場合の基準です。その確認を受ける基準を作るという事です。そのもう 1 つが支給をどうするかという認定を、助成などをしますので、その基準を作るとというのが今されております。最後が放課後児童です。学童の基準というのが結構まだラフな所があるものですから、それを充実して、後の一般質問等もありますけれども、そのサポートセンターとか話がありますけれども、こういうやつを充実をして住民皆で子供達をフォローしながら、そういう住み易い社会を作ろうというのが主旨でございます。当然その例示はされますので、早急に 9 月の議会に間に合うように努力はしたいと思っています。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

特に保育所の確保、拡大とか、ああいう事が盛り込まれております。先程町長の行政報告の中で何十年振りか無認可保育園が認可になったというお話がございましたけれども、これもその一環ですか、それとも全く別の問題ですか、どちらですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その認可とこの新しい制度のスタートは全く関係ございません。そういう議員も仰っています子育て支援、そういう無認可と認可の保育料の差がございますので、幾らかでも直していかなければならないという事で50年振りに新たな認可保育園を1つ増やしたという事でございます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

先程の保育料の軽減等でありますけれども、認可保育園の場合は、第二子以降は無料でしたよね、認可保育園、ですね。無認可保育園は確かこれ半額ですね。認可であれ、無認可であれ保育という社会福祉はこれ実は同じ事であろうと思っているのですけれど。親が働きやすい環境を作るため、或いは健やかな幼児教育を作るため、共働きの夫婦のため、無認可保育園は非常に貴重な存在だったのですよね。それは言わずともお分かりでしょうけれど、保育料の問題ですね。共稼ぎ夫婦で収入の多い方あたりは無認可の方が多く訳です。ですから、私が1つ残念に思ったのは、やっぱり無認可保育園もあって欲しかったなという個人的な思いですけど。ですからやっぱりそうしますと、今私たちの町は子供達の数が減っています。まどか幼稚園さん辺りも千綿に統合されたというのは減っているからです。ですから、これから無認可保育園が、ちょっと規模が小さいですけど本町に1箇所ありますのでここら辺の充実もこれから一つの、支援といいますか、そこら辺もしていった方が子育て世代には助かると思いますけれど、そこら辺についてはどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

仰るとおり、小規模の無認可保育園、これも支援をして参ろうと思っております。但し、支援する場合は、さっきも言いました管理基準等がございまして、設備が整っていなければ助成が出来ません。だから設備をされたら補助しますよという申し出をしているのですけれども、中々そこまでしたくないという無認可保育園の方から話があります。それと他の市町村では、普通の一般の家で保育士の資格を持っておられる方が、例えば5人位いると、自分で保育をするという制度もございますので、それも国の制度として今回入っていくかと思っておりますので、そういうのを至る所で活用していけば、延長保育とか日曜保育とか色んな仕事の都合でどうしても保育園に欠ける人、そういう人を対象にやっていければ子育て支援もいけるのではないかと考えております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

その子育て支援申請等についてちょっと聞きたい事が実はあったのですが、具体的な部分がまだ出来ていないという事であればお尋ねしてもちょっと。質問事項は私なりに考えていたのですけれども、していないという事であればお答えもかなりお困りかと思っておりますけども、予定していたところの質問事項は省略しますけれども。要するに結論として言いますけれども、悲しいかな我が国はお金がかかる社会になってしまった、私の生き方とは若干違うのですけれども、それに一番影響を受けているのが子育て世代です。これもやっぱり少子化の1つの大きな原因だろうと思っております。

すから、これに光を当ててやるというのも所謂行政、政治の大きな役割と思っていますので今後長い目で見て、そういった事が実現出来るような社会にしていく事を望みながら私の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

○議長（森敏則君）

答弁いいですか。答弁。

町長。

○町長（渡邊悟君）

実は前回総合計画を作るときに山崎亮さんと呼んでここで説明会をしましたけど、その時私も質問しました。20歳から39歳の女性を留める為にはどういう政策が良いでしょうかという事で、質問をしました。非常に今そこが一番問題だと思っています。まあその答えは町長が20歳から39歳の女性に会って、どういう事をして欲しいかという事を聞いて政策に活かすべきではないかと言われましたので、それに向かって頑張っていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

以上で、2番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時55分）

再開（午前11時00分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、7番議員、佐藤隆善君の質問を許します。

7番議員、佐藤隆善君。

○7番（佐藤隆善君）

先に通告をしておりました質問をさせていただきます。最初にお断りを致しますが、この後同僚議員2人と重複するような質問になっておりますが、別に打ち合わせをした事もなく、タイムリーな質問事項だろうという事で私も質問書を提出しております。後の議員の方は私の回答で満足を得られたら省略されるようお願いを致しまして、私が質問をさせていただきます。

ここに書いておりますように、先に実施されました小学6年生と中学3年生を対象とした全国の学力テストの結果。これは今まで数年前から行われても、町内でどうだったとか、結果の内容については何も聞いていないし、誰もご存知無いと思います。学校別の点数を公表するとか何とかというのは、原則的にしないという事が原則でこのテストが実施されているという風に聞いておりますので、今後予定されておりますような統廃合の問題も含めたところで、この結果が町内の小学6年生、或いは中学生の教育にどのように教育委員会として捉えて実施をされているのか、その点についてもお尋ねをしたいという風に思っております。だから最初に書いておりますように、①に書いておりますように学力テストの意義。この文部科学省が実施しているこのテストの考え方というのを、各町の教育委員会でどのように捉えて実施をされているのかという点がまず1番目に問題だろうと思います。文科省が県の教育委員会を通じて、やって下さいと言われたのでやっているだけという風な考え方なのか、或いはその先の事を考えて実施されているのか、その点について明確に

お答えを願いたいと思います。

それから次に、結果が出ました、それがどのように子供達の教育の場に影響があるのか。それによっては、結局学校別の格差がそこに出て来ているはずですので、現場で学習指導されている先生方の指導力の問題、或いはそういう配置をされた教育委員会の責任、そういう点も問題になって来ようかと思っておりますので、それによってどういう指導が今までなされてきたのか、その点についても明確にお願いをしたいと思います。

それから最初に申し上げました、テストをすれば点数が出る、点数が出れば順位付けをしないといけない、だからそれは公表すべきだという風な考え方を、まだ今の教育委員会制度の中では政治は教育に不介入というのが原則ですので、教育委員会制度は。だから教育委員会だけで独自でこれは決めて良いのですよという事ですが、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

それからここに、申し訳ありません、これが5月21日位の締め切りで質問書を提出しておりますので、5月20日に現在使われております地方教育行政法の改正というのが衆議院で可決をし、そして今参議院に回されて、今国会中に参議院でも改正が出来るという事はもうご存知だろうと思いますが、そこで問題になって来るのが、今度は総合教育会議というのを今後来年度から実施して行かなければならないという風になっておりますが、この事については1行触れたかったのですが確定しておりませんでしたので、項目としては挙げておりませんが、これは先程同僚議員の方からも質問があっていましたような、構想でございますので構想の時点で教育長としてどのようにお考えなのか。その点も併せてご回答頂ければと思っております。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

佐藤議員のご質問にお答え致します。まず学力テストの意義についてですが、ちょっとそれを話す前に、今現在、子供達がそれぞれのテストというものを受けておりますが、全国の学力学習状況調査、これが1つであります。それから今年度から県の学力学習調査が始まりました。中学校2年、小学校5年であります。これは国語・算数、国語・数学であります。それと、県の英語の学力テストがっております。これが中学校3年であります。現在その他に町の学力テストと致しまして、もうここ10年、標準学力検査というのを実施致しております。これが、現在子供達が受けているテスト、それから調査であります。

まず学力テストの意義についてですが、先程言われましたように、文部科学省ではこの全国調査の調査目的、それから内容、方法、実施結果についてはっきりと示しています。その概要は、まず第1に目的と致しまして、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持であります。その維持向上の観点から各地域における児童生徒の学力・学習状況調査を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証すると、そして、その改善に努めるという事が第1点であります。

第2点と致しまして、各教育委員会、県、市町、学校が全国的な状況との関連において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善に努める。これが、県、市、町という事になります。

3点目に各学校であります。児童生徒一人一人の学力・学習状況を把握し、先程ありましたように先生方の教育指導や学習の改善に役立てると致しております。

次にその具体的な内容と致しましては、学力調査を実施して、児童生徒の学習過程上、どこにつまずきがあるのか、理解がどんな所で困難になっているか、調査結果を多面的に分析する事によって、教師の授業の改善を促すことが出来、それに役立つという点であります。

同時に、学力は学校だけの活動に限られない事、家庭や社会を含めた学習状況は学力向上の大きな要因になるという事でもあります。この事から、学力状況の結果は、学校・家庭・社会との関係改善に供する事ができる。これから大いに着目する所であり、特に、家庭教育力が低下しているというその指摘に対して改善する要素が発見出来るという所でもあります」。

次に、結果による指導についてであります。テストの内容と致しまして、各教科、国語、算数、数学とも基礎的知識としてのA問題、活用・応用としてのB問題という構成で作成されております。つまりA問題、B問題というのがその事です。

本町の小中学校共に各学校一律ではありませんが、B問題、つまり活用・応用について課題があります。つまり思考力・判断力・表現力等の学力向上を図るという事が急務であります。教えて考えさせる指導、我々も受けてきましたけども、教えて考えさせる指導。又その力を伸ばすための環境整備が成される必要があると思っております。主に、学力向上を図るため、各学校の校内研修、学力向上プラン等を作成しての校内研修、先生方の授業への関わりを持ちながら指導して頂くという事が大切になってきます。本町におきましては本年度、議員の皆様、町長部局のご理解を頂きまして、学校教育指導員として有田前彼岸中学校校長先生を配置して頂きました。それから大楠小学校、音琴小学校が複式学級になっております。ここに音琴小学校には県の方から複式支援を1名配置していただいております。大楠小学校には複式支援を町の雇用として2名配置しております。そういう中で学力向上に努めて行きたいという風に考えている所でもあります。しかし何と言いましても先生方の授業力のアップ、これが子供たちの学力向上へと直接繋がる事を期待して、現在進めている所でございます。

また、各学校独自の学力向上プランを作成し、その実践に向けて今動き出しております。明日も千綿小学校では県の方から来て中間指導が成されます。具体的には、町内小中学校では言語活動の充実を目指しての県の指定研究、N I E研究の協力校、県教育センターの校内研修充実の為の実践協力校、読書活動の充実等々それぞれのテーマを持って活動が成されています。更に、県の方から問題を分析し、その改善を図る為の資料が提供されますので、校内研修等で協議し、それも参考に致している所でございます。先生方も各学校それぞれテストの問題を校内研修の折り、直接解く事によって、その課題を把握し、授業の中に活かしているとお聞き致しております。

結果の公表についてであります。公表のあり方については今、県の方で基本的な考え方、市町の公表のあり方について最終の詰めを行っているとお聞きしております。この事で、現在、本町教育委員会で協議致しております事は、本町の学校規模の実態を考えた時、小規模校が多い本町では、学校についての公表は行わない。現在のところ、町単位での公表も行わないという事に致しておりますが、今後は県の考え方を参考にして、教育委員会としての方針を出したいと思っております。ただ、各小中学校の校長先生方の裁量で保護者等への報告、公開等は成されるよう指導して行きたいと考えております。今までもそのような形で関係者の方、保護者を含めた関係者の方には公開しているという風にお聞き致しております。

次に通告に無かったのですが、法の改正による総合教育会議についてでございます。これは教

育委員会制度の改革であります。つまり、新教育長は期間が 2 年で教育長に権限が集約されます。現在のところ、教育委員長にその最終責任はございますが、今後教育長がその全責任を、しかもその任期は 3 年という事で提示されております。その中で教育長は町長部局、首長からの任命・罷免が出来るという事になっております。従いまして、これは教育委員会制度の大きな改革という事があります。その中で、総合教育会議なるものを首長部局と共に作り、その中で本町の教育の在り方を協議するという風になっております。これが今までの独立した形での、中立性を保ちながら云々という所とは変わって行くところだという風に考えております。従いまして、この総合教育会議につきましては、新教育長は今後任期がずっと続きます。私が 4 年間の任期で来年度の 10 月 1 日まででございます。その施行日は 27 年の 4 月 1 日からでございますけれども、その任期の間、現教育長がその間を勤めるならば、その現在の教育委員会の制度で行くという風になっております。従いまして、この総合教育会議はその間までは設置されなくても良いという風にお聞き致しております。ただ色んな事例がありまして、27 年の 3 月 31 日付けで教育長は退職願いを出す方法もあるという風な事で、そういう事例も話を聞いております。そういう事で今後、教育委員会の改革については大きな変革の時期であると私は考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

最初に学力テストの意義という所でお答えを頂きましたが、この中で均等に皆が教育を受ける、そしてそれを評価をする。小学校の場合は国語と算数、中学校の場合は国語と数学と 2 教科に絞っておりますが、均等に教育を受ける権利というのは、保障がされている訳ですよね。但し便宜上、文部科学省の指導要項、県の教育委員会の指導要項を見ればこれは均等では無いのです。と言うのは、もう教育長ご存知でしょうけれども、頭の中にあの事かと思っておられるかもしれませんが、結局のところ小さな小規模学校は専任の先生というのは置いていない訳です。その所を中学校で言いますと、彼杵中学校には専任の先生がいらっしゃる、千綿中学校にはいらっしゃらない。この点については教育長どうですか、先程均等に教育を受ける権利があると仰いましたがどうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今言われた事は、小学校においては専科定数、例えば 6 学級だったら 6 にプラス 1 名専科というのが入ります。しかし 6 学級を割るとその専科はありませんので、当然複式学級だったら専科は就かないという事になります。中学校においては、現在千綿中が学級によって法定の定数というのが決まっておりますので、現在は 1 教科の免外がございます。定数法というので国の決まりがございますので、その中で配置をされているというのが現状であります。ただ子供たちの教育内容に関しての条件整備という面では、当然それは不利益な所があると私もそう捉えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

何故このような事を申し上げるかと申しますと、結局、国の基準でと今仰ったのですが、このテ

ストも全部国の基準で行われている訳ですね。その中で謳い文句は確かに良いのです。だから金も暇もかけて、何で 2000 何年からか、この学力テストを実施しないといけなかったのか。国語と算数と小学 6 年生に 2 教科学力テストを受けさせて、世界の地球の裏側の国とか、どこかの国と比較して、成績が良いとか悪いとか誰が決めるのか。日本語での微妙なニュアンスの難しい洞察力必要な問題と、アルファベットで書いてある問題と同じように論じて、何故日本の子どもの学力は低下しているからと慌てなければならないのか。ここの所については、そのテストの意義と関連しておりますので、教育長どのようにお考えですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件については、後で吉永議員の所でも出てきておりますけれども、OECD と言って PISA という 1 つの機構があつて、そこが世界の、日本からは 4,000 名位そういう形で抽出して、世界の学力を調査しております。その中で、学力低下論というのが言われたのが、この PISA の結果を基にして日本の子供達の学力低下論が謳われた。ゆとり教育、週 5 日制の問題、ここの所から出て来たという風に私は捉えております。その結果が PISA という事の OECD、この機構の中で一番良いのが、先程もお話が出ておりましたがフィンランドであります。同じ問題でテストをしていく中で。日本も以前は上位を占めていたみたいです、ベスト 5。具体的な数字は出せませんが。それが 10 番から落ちてきた。特に読解力、これが非常に悪い、思考力が。という事で、その事が色んな所で問題になりまして、これは全国的にキチッとした 1 つの水準を保つ為には、学力向上させる為には、国が出て来なくては行けないという風になったと聞いております。しかし、いずれに致しましても基準はありますが、例えば現在では上海、こういう所が非常に高い訳です。あそこ、上海は一つの中国のあれですので、だから中国というのは広いわけですからその中の上海、そういう所も参加しております。その中で今の学力テストを含めた内容ですと上昇している。今ベスト 5 のうちに入っているという風な分野もあるという風に聞いております。そういう中からのこの全国学力調査の必要性ではなかったかという風に私は考えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

仰っている事は私も分かっているのですけれども、では先程仰いましたゆとり教育、ゆとり教育をやった訳です。それは何かと、自然観察をするとか結局他の目的があつてゆとり教育、これ教育長が決めた訳ではない、文部科学省が決めた訳です、ゆとり教育は。そしてその中で、結局週休 2 日も学校の先生方も結局教育労働条件の改善という事でされた訳です。それで今度ゆとり教育をしたら今度学力が落ちた。さあこれは大変だと言って、また世の中全く真逆さまにとかだんどん返しみたいな感じで、ゆとりを持たせては行けない、詰め込めと、昔みたいにやらなければいけないとなってきたのです。こういう教育の在り方というのにいちいち振り回されるというのが情けないと、私は思う訳ですけれども。組織の中にいれば従わなければいけないのでしょうか。今後もこういう風な学力テストが行われた場合は、無条件で参加されるという事ですか。教育長どうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

ちょっとゆとりの教育の所で、ゆとりの教育があったからそういう知識の理解、それから応用力、活用する力が落ちたとは私は考えておりません。これからはむしろ、ゆとりの教育の中で創造的な力を発揮出来る子どもを作って行かなければならないと考えております。つまり答えの無い問題に対して、それを解きほぐす力を作っていく、探求する力を作っていく、これにはゆとりという時間が必要であります。従いまして、今言われたように確かにその時の文科省の方針はコロコロではないですが変わってきます。その中で今回ゆとりが削られました。削られて国語とか数学、英語に回された訳です。これは、その時の文科省の基本方針。つまり英語が増えてきたというのは、グローバル化であります。国際化に向って子供達を育てようという事であります。日本人は、協調性は有るけれども社交性が無い。フィンランドにおいては、社交性が有る人がすごく価値が高いという風に価値観の相違があったように聞いております。従いまして、その時その時の文科省の基本的な方針はありますが、やはり学校で直接子供達に向う先生方のそれぞれの指導と、最終的にそうなるって行くと思います。そしてゆとりというのが上手く行かなかったという評価がある所では出ておりますが、これは準備が不足していたと、私はそういう思いであります。スタートする時の準備が。だから現在のようになっている。ただ言われましたように文科省が出してきております。今悉皆調査、前は民主党政権の時は抽出調査になっておりました。しかし抽出調査でも希望する学校は参加しても良い。ただ採点は自校でやって下さい、自校の採点です。その時も町内の学校は全部参加しておりました。現在は文科省が悉皆、全部の小中学校その調査に参加するという事で指示といいますか、そういう方針で来ておりますので。やはりそういう場というものは、加工しながら子供たちの全国レベルとか県レベルとか、そういう所での状況は掴みながらという事も一分野では大切になって来るかと思っておりますので、学校のそういう希望を聞きながら、私としては方針に従って行きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

もう1点、先程仰った回答の中に気になったのは、家庭教育、家庭学習が不足する。これは学校を通じて保護者の方にこの言葉だけ伝えたとします。その結果が結局今の塾偏重制度になっているのではないですか。家庭教育、家庭学習というのは家庭の問題ですから学校の先生たちはタッチしません。学校の校門を出たら、後の事は家庭教育ですからという風な解釈をされた教職員の方もいらっしゃるでしょうし、保護者の方もいらっしゃるだろう。だったら塾にやらなければ。今ほとんど皆さん塾にやっている。では、この問題には営業の関係もありますので、やるなとも言えないし、やって下さいとも言えないでしょうけれども。教育長の時代、教育長が学校に行かれていた頃、近所でも有名な優等生の方でした。でも塾に行かれましたか、行っていませんよね。その頃塾なんて無かったでしょう。だったら学校の先生たちが塾にやることを肯定してしまっている今の現状。三者面談で成績が悪いからと言っても、それは家で勉強させて下さいと仰る言い放しの先生と、それは他の方法を考えてみませんかと言う先生もいらっしゃいます、確かにいらっしゃいました。そう

いう子どもの家庭学習というのはどうあるべきだと教育長お考えですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

整理して話させていただきます。学力をアップさせる、向上させる、要するに学力についての要因は3つあると思っております。

1つは言われたように学校内、つまり先生方の授業。色んな先生方の指導で、学校内の1日の5時間、6時間でそういう力を付けていく場があると思います。これは平等です。子供達は全部同じ条件の下で授業を受けておりますので。

次に学校外があると思います。この学校外というのが、先程言われましたように塾とか稽古事とか、そういう場があるわけです。これはかなり経済的な負担があります。これは吉永議員からも指摘されております。

もう一つあります。地域です、地域の教育に対する関心。つまり色んな視察する学校へ行きますと、学校内で補充授業をする時に、退職された先生とか興味があられる人、地域の方々とかが来て補充授業をやっています。従いまして、学校、保護者を含めた学校外、それと地域。この3つの要因があると私は思っております。従いまして、この3つの要因をどのように動かしていくかというのが教師の指導力ではないかと思っております。ただ学校外で起きる塾の問題云々の問題、これは全てそういう家庭条件が違いますので出来ません。従いまして、先生方は基本的に学校内の5時間、6時間で指導を加える。そして家庭で2時間以上の家庭学習を継続する、これを励行していく。そういう指導を基本的にはしていく。そういう中で、あと保護者の考え方で塾とか稽古事とか家庭教師とか色々あろうかと思えます。そういう指導の仕方を先生方にはして欲しいと言っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

最後の、今度の教育委員会制度の改革です、大きな問題は。これは結局振り返ってみると、初めに教育委員会制度が出来た時には、教育委員さんは公選だったですね。一般の議員を選ぶような形で選挙が行われて、教育委員を選んでという制度から始まった訳ですよね。ところがこれ、理想は良かったのですが、現実として結局投票率がめちゃくちゃ低かった。これでは選挙する意味が無いという事で変わって今の方式になって来た訳です、教育委員さんを選ぶ基準は。そして今度は最終的に来年度から実施される総合教育会議というようなやつで変わってくる。という事は、これ怒られるかも知れませんが、簡単に言えば教育委員会はその役目をしていないのではないのと。だから例えば県知事なり市長なり町長が出張って好きなようにやって良いですよと、好きなようにと言ったら語弊がありますけれども。そういう事になってしまっているのでしょう。だから教育委員会制度がここで崩壊してしまう訳です。大きな屋台骨として、形としては残りますよ。そういう教育界の危機という所まで来ている訳です。余計な事に、例えば何処かの暇な県知事か都知事か府知事とか暇な市長とか、さあ教育はこうあるべきだと、いきなり何を言い始めているのかこの人は、と言いたい時があるでしょう。こういう現状を見て教育長どうですか、教育委員会制度というのは、どうあるべきだと教育長お考えですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは非常に難しい問題であります。ただその経緯、教育委員会制度が改革された経緯というので、私がお聞き致している所によりますと、まず大津事件、大津事件でその教育委員会制度が機能していなかったという風な結論付けをされております。これは何方がされたか分かりませんが、その会議か何かでやられたのでしょうか。それから先程言われましたように色々な方々のご意見。ただ学校の、その地域の現状を見てみますと、大変な状況になるという風にお聞き致しております。従いまして、某市では 2、3 日前のニュースに大きく出てきておりました、教育委員会がそれを決めたとの事です。色んな形で色んな方々のそういう意向、ご意見が入りながら、今まで中立性、公平性を保って首長部局から分離した形で、1 つの施策をしてきた教育委員会というものが改革されて来たように聞いております。私自身としてのコメントは避けさせていただきます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今教育長の答弁の中にありましたように、昨年でしたか一昨年でしたか、一昨年ですね、滋賀県大津市の子どもの自殺の問題。あの問題の時に、問題をご存知でしょうけど。問題解決で教育長の仰る事と教育委員長の発言が、まちまちで責任の所在が何処にあるか分からないというのが一般の受け取り方だったと思うのです。その時に女性の市長さんが発言されて、第三者委員会を作っても検証をすべきですよという事で、第三者委員会が出来て、第三者委員会があこの自殺、いじめ問題、学校の隠蔽体質、教育委員会の無責任さを追及して一定の結論を得た訳です。あそこからののです、風潮が、あの前からも有ったのですが。首長さんが出て行って、教育委員会に任せていても何も出来ない、そうしたらもっと前から言っていた暇な都知事さんですか、今は暇な国会議員をされておりますけれども。ああいう方が色々言われて、それからさっき仰った暇な市長さんが、うちの町長よりもあの人は暇ですから、政治問題に首を突っ込んで、挙句の果てには教育委員会を変えてしまおうという風な、まだ制度も決まってないのに出しゃばってやっぺらっしやる。こういう事教育委員会の問題というのは、非常にこれから先は危ないと言わざるを得ないのです。今まで政治不介入だったのです。町長がこう考えていても、うちの教育委員会に教育長こうしなさいと言えなかった訳です。ところが一定の範囲は、来年度から 4 月が改選期ですからはっきり分かりませんが、なった町長はこの総合会議の中でこうしなさい、ああしなさいと言って良いようになる訳ですね、政治的な事も。だから教育長としても回答は難しいという事は分かっておりますので、敢えてこの点について回答は求めませんが、ただ情けない現状という風にしか言えない訳です。教育界には政治不介入という原則で今まで全てやってこられた事が。この点だけについても教育長何かございますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件につきましては、これも、それが色合いが強くない様に、教育委員さんがまだ 5 名、

私も含めて居られますので、その中できつと監視できる。監視と言うか、一つの意見等を述べる事が出来る場は有る。そこに残っているという事は聞いておりますので、今佐藤議員のご指摘、そういうご心配等は避けられるのではないかなと私は思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

もう一点お尋ねをしたいのですけれども、この町議会は何月何日にどういう風にしますよという事で、少なくともオフトークでもお知らせが有っておりますけれども、教育委員会の、月1回ペースでやっておられるという風には聞いているのですが、教育委員会の会議の傍聴の公開、或いは内容の公開、事後で。これで有っているのですか、私あまり聞いた事がないのですが。教育長どうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

まず、いつ、何時から、どこで実施致しますという公開は致しておりません。ただその議事録、それから内容については、いつでも公開出来るという事で、もうずっと以前にこの場でお話をさせて頂いたと思っております。ただその連絡通知、そういった広報は現在実施しておりません。もし必要ならばオフトークなり、広報誌なりでしたいと思うのですけれども。ただ5人の委員さんが出席出来る日というのを、一応前の月にずっと決めていく訳です。その辺のところはどうなるかというのがあるのですが、公開という形は採っておりますので、いつ来られても結構であります。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今、回答がございましたように、本来議会と同じで、傍聴は出来ると。公開しなければならないという風になっているのですが、敢えて秘密会議みたいに、今までが何も公表をしていなかったという事でしょう。これはおかしいと思う訳です。おかしいと思ったから最後に私、これを確認させて頂きますが。それと文書では、町のは全てする訳です、情報公開で請求すると誰でも見られる訳です。ただ、今から先大事な教育委員会での協議というのが目の前にもぶら下がっているし、それから先程私が申し上げていますように、総合教育会議ですか、これに移行して行く訳です。どのように今度は首長、町長が教育委員さんにどういう風な方針で行くぞと、言葉の言い方が問題でしょうが、圧力という考え方も出て来るでしょうし、指導とも考えられるでしょうし、こういう事もあると思いますので、是非次回から教育委員会は事前に会議の通告をして、公表をして、そして傍聴は何方も見えなければ見えなくて構わないと思いますが、機会を始めから塞がれたら困る訳ですから、しなければならないとなっているものはして頂くように。どうですか、今後やって頂けますか、こういう事は。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは当然、基本的にそういう事になっておりますので、後は手段の問題だと思います。これについては後で教育委員会とも協議しまして、全町民の皆様にきちっと周知出来るような方法を取って行きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

長々と色々と、私大体質問に文章で短くしか書きませんので、内容の問題は長くやりますので、色々通告出していない件についても丁寧にご回答頂けましたので。今後益々、教育どうするのかという論議を将来的にして行かないと、学力テストの点数が良かった悪かったと一喜一憂するのではなくて、本当に我々が地域で子供達を見守る、そういうシステム作りを一つにして頂ければと思っておりますので。以上で質問を終わります。

○議長（森敏則君）

これで、7 番議員、佐藤隆善君の質問を終わります。

ここで昼食の為暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 50 分）

再 開（午後 1 時 14 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に 6 番議員、吉永秀俊君の質問を許します。

6 番議員、吉永秀俊君。

○6 番（吉永秀俊君）

本日は 3 点ほど質問をさせていただきます。

まず第 1 点目に教育長にお願いします。町内小中学校に於けます学力等の現状とその対策についてであります。2002 年から始まりました、ゆとり教育と完全学校 5 日制による教育内容の大幅削減の結果、PISA、OECD の学習到達度調査による日本の順位が大幅に低下した。所謂 PISA ショックなどの反省と総括の下、2007 年から始まりました全国学力調査は、全員参加方式から学校抽出方式の変遷を経まして、昨年度から中学 3 年生と小学 6 年生の全員を対象にした全国学力調査として復活し、この結果は昨年 8 月に発表され、詳細な分析結果も今年 3 月に公表されました。また今年度は、去る 4 月 22 日に小学 6 年生には算数と国語、中学 3 年生には数学と国語が実施されましたが、この日には長崎県では県独自の学力調査も、小学 5 年生、約 12,300 人と中学 2 年生 12,800 人全員に行われました。また 4 月 23 日には県内公立校全ての中学 3 年生を対象にした、英語の学力調査も行われた訳でございますけれども。これらの現状を踏まえ、次の質問について教育長の所見を伺いたいという風に思います。

第 1 点目。昨年の結果を見ますと、長崎県内の公立校は小学 6 年生、中学 3 年生共に全ての課目で平均正答率を下回っておりますが、町内小中学校の実情を伺いたいと思います。

ロ、今年 3 月の詳細分析によると、例えば、小学 6 年生国語 A では、年収 200 万円未満の平均正答率が 53%、年収 1,500 万円以上では 75%、また塾などの学校外教育に掛ける支出が多いほど正

答率が高いなど、大変残念な事に、親の年収や学歴の高さに子供の学力が比例する傾向が全国的に明らかになっていますが、町内でも同じような傾向があるのかどうかを伺いたいと思います。

ハ、3月の詳細分析の結果で注目されたのは、家庭の格差を乗り越え、統計の予想以上の成果を上げた学校の存在でした。これらの学校に聞き取り調査をしたところ、次のような共通項が浮かび上がったそうです。

1 番目、自学、宅勉などの所謂家庭学習が徹底したという事。

2 番目、本や、新聞を勧める。親子一緒に図書館に行く。小さい時から読み聞かせをするなどの読書活動が盛んであったという事。

3 番目、教職員の小中連帯による、学習や生活指導方針の共有化がなされているという事でございます。

以上の3点について町内の現状をどうなのか伺いたいと思います。

次に、

ニ、学校別の結果公表。これは同僚議員への答弁がありましたので割愛致します。

ホ、全国学力調査で毎年上位にランクされる秋田県、福井県などで最重要視されているのが、家庭学習の徹底であります。この家庭学習の阻害要因とされているのがインターネット、携帯、スマートフォンなどの長時間利用と言われています。自治体によっては教育委員会の指導の下、家庭でのソーシャルネットワークシステム、特にラインの利用に制限を掛けている市町村がありますが、本町の取り組みを伺いたいという風に思います。

次に町長に伺います。

まず第1番目、町内環境問題の現状と今後の取り組みについてであります。婦人会や子供会が行っておられます資源ゴミの回収は、燃焼ゴミの減少、資源の再利用など牽いてはCO2の削減にも繋がる大変有意義な活動と思われそうですが、本町での活動団体数、回収量の現状を伺います。

また EM ぼかし菌を利用した生ゴミのダンボールコンポストは町民生活課環境衛生係の継続的推進により町内ではかなり浸透しつつあると思われそうですが、その現状と成果を伺いたいという風に思います。

ロ、本町は海軍の給水場所になっていたように、水資源には大変恵まれた町であり、水は正に本町の貴重な財産でもあります。この豊かな水源を町の PR に利用できないのか、どうか。また今後、簡易水道の再整備計画により、水道水としては利用されなくなる釜の内、出口山、千綿湧水等を有効利用する計画は無いのかどうか伺いたいという風に思います。

2 番目、町長にお伺い致します。JR 九州への固定資産税還付加算金に係る寄付金についてであります。昨年 11 月に発覚致しました、JR 九州への平成 9 年度から平成 24 年度の 16 年間の固定資産税超過金約 5,330 万円と、利子相当分に当たる還付加算金約 1,730 万円のうち、平成 15 年から平成 24 年の 10 年間分の固定資産税超過金約 3,960 万円と、還付加算金約 260 万円については、昨年 12 月の定例議会で可決承認され、昨年 12 月 26 日に総額 4,220 万円が JR 九州に還付されました。しかしながら、今年 2 月になり、この内の還付加算金約 260 万円を捻出するため、平成 9 年以降の町職員退職者及び前町長、元町長、更に現職員全員に振込用紙を同封して寄附の協力をお願いされたそうですが、このような事例は全国の他自治体に前例があるのかどうか、また現在までにどの位の寄付金が寄せられたのかを伺いたいと思います。以上で登壇での質問は終わります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

吉永議員のご質問にお答えします。今、吉永議員のご指摘のとおり、学力テストは全国、県と行われておりますが、先程も申しましたとおり、本町に於いても標準検査を10年近くやっております。各学校からの声として、この標準検査は小学校2年から中学校3年までやりますので、この検査の結果が非常に参考になるという風に聞いております。

まず1番目のご質問ですけれども、昨年の学力テストの結果の本町の実情ですが、小学校国語Aは全国平均、B活用問題はやや低い、算数Aはやや高い、Bはやや低い。その差は数字と致しましては、僅かという事でございます。中学校国語A、B共に全国平均、数学Aは高い、Bは低い。以上のような状況であります。ただ学校としては、それぞれ数字的には相当上回った学校もあります。平均致しまして今のような実情であります。

2番目の件ですが、経済的な影響、そういうものがどの位影響あるかという事でございますけれども、教育研究政策所等各関係機関の調査では、議員が仰られたとおりの結果が出ているとお聞き致しております。学力向上を図るための要因として、先程3点申しましたが、その真ん中の2点目、特に学校教育外に於いて、つまり塾や家庭教育力、保護者の教育への関心等、ここの所で経済的な負担等に於ける学力の影響が考えられるという風に考えております。やはり私の経験から致しまして、学級内の子どもが8割から9割、塾、お稽古事に通っていた学級の子どもの学力は相当なものでございました。ただ本町に於いて、その相関関係といえますか、それについては分からないという風な報告を受けております。

それと3番目なのですが、要するに自学、家庭学習、そういう問題。それから本や新聞等への関わり方。また、図書館に一緒に行くという事、読書活動についてであります。それと小中連携という事でございますけれども、家庭学習の習慣化等におきましては、本町では調査等で足りていないという風にとられております。つまり習慣化が成されていない。あの福井県、中学校で数値的には、文科省は出していないのですが、色んな調査機関で出している、マスコミ等から出て来ている数値で一番高い福井県では、視察に昨年行きまして、中学校の家庭学習が2時間以上、この励行が成されているという風にお聞き致しました。確かめもして参りました。従いまして、この家庭学習の習慣化を図るという事は、大変重要な事だ感じて帰って来たところでございます。また新聞や読書に親しませる為の色々な活動ですけれども、去年は千綿小中におけるNIE（Newspaper in Education）教育実践協力校としての活動、本年度は音琴小学校、千綿中学校が協力校として研究致します。この子供達の色々な学習状況及び成果等を見てみますと、書く力、それから情報収集能力等は非常に高まっておりますので、また意欲も出て来ておりますので、相当の効果が本町の子供達にはあるのではないかなと予測致しております。また作品等の結果から見まして、その成果をこちらの方で実際確信したところでございます。また読書活動の推進につきましては、町当局のご理解とご支援により、読書活動を推進する為の条件整備をして頂いております。図書司書の補助等を含めてでございます。特にボランティア団体として活動して頂いているクジラっこ、ポケットクラブ、その他の関係者の皆様には大変お世話になっております。子供達も学校への訪問を楽しみに待っていると校長の方からお聞き致しております。子供達の読書意欲向上に大きく寄与して頂いていると

いう風に思っているところです。また小中一貫教育で学力向上に成果を上げている事例は多方面からお聞き致しております。昨年度実施致しました千綿小中に於ける、NIE 実践協力校としての研究は成果として評価出来るものと思っております。

4 番は先程ありました佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

次に 5 番目ですが、この件につきましては、文部科学省、県教委からの通知等と併せて、学校の方へ指導致しているところでございます。学校の方でも子供への指導、保護者への指導や研修等実施する中で、仕様のあり方について啓発を行っているとお聞き致しております。現在、原則として学校への持込等は禁止という事になっているようであります。教育委員会と致しましては、それぞれ各学校の実情に合わせて、その指導に当たって頂くという事にしております。ちなみに、携帯及びスマホの保有率は、中学校では 17%、小学校では 27%、これは平成 25 年の 12 月議会で岡田議員へ答えたとおりでございます。ライン等への制限については、適切な利用について、保護者を含め家族の中で十分話し合いをして頂くのが肝要かと思えます。教育委員会と致しましては、学校の方と連携を取りながら、地域でのルール作りを含めて、児童生徒に悪影響を及ぼさないよう方策を研究致して参りたいと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは 2 点目の環境問題の現状と今後の取り組みでございます。ご質問の EM 菌ぼかしのダンボールコンポスト、これはやっております。EM 菌使いませんので、ダンボールコンポストでよろしいですかね。コンポストにつきましては、具体的な内容につきましては町民生活課長から用途は説明させます。成果は、生ゴミの分別収集を行う必要がある訳でございますけれども、やはりそういう二酸化炭素削減という事で、ご指摘のとおり僅かではありますが効果が有ると思っております。今後の取り組みにつきましては、生ゴミの分別が絶対条件でございますので、町内全て堆肥づくりとは行きませんので、町民皆様方の協力体制が急務だと考えております。本年 3 月 22 日に開催致しましたバイオマスシンポジウム等を開催しながら、循環型の農業等で環境意識の醸成を図りたいと考えております。

2 点目の水資源の事なのですが、PR が出来ないかという事でございます。確かにご指摘のとおり本町の宝物でございますので、もっとアピールすべきかと考えております。そしてまた 21 世紀は水の時代と考えておりますので、定住促進や企業誘致等進める上で、今後重点事項として取組んで参ろうと思っております。そして如何にして水を守るかが課題になる訳でございますけれども、日本というのは地下水を守る法律というのがありませんので、数年前から法案等の準備もされておりますので、色々な国の方で異論とか企業の反発等あって遅れております。そういう関係で今後条例の整備を考えて行こうかと思えます。それから簡易水道の統合によりまして、坂本地区の釜の内湧水、蕪地区の出口山湧水、これは玉すだれになりますけれども千綿湧水。地区の関係者のこれは農業用水でございます。従いまして、町が水道に使わないと言った場合は自由に使う事は不可能になります。ですから、その下流の方で使うとなると、もう 1 回水利権者の方とお話をしなければ自由に使う事が出来ませんけれども、何かそういう先程申しました東彼杵町の宝として使う場合は、知恵を出しながらそういう水も活用して参ろうかと思っております。特に今回なぜ湧水が活用出来な

いかと言いますと、一番欠点は、大腸菌の検査をやっている訳ですけれども、原水でたまに大腸菌が見受けられます。それともう1つ嫌気性の飽和菌、それがたまに見受けられます。そういう事で今回湧水を止めて、統合によって地下水の利用を図ろうとしておりますので、その辺が、ろ過施設を作れば大腸菌とか、嫌気性の飽和菌あたりは防止できますが、費用等が嵩むためにそれは無理かなと考えております。色々な知恵を出しながら水の活用は進めてまいりたいと思っております。

3点目のJR九州への固定資産税還付金加算に係る寄付についてでございます。全国的な事例というのは私も把握致しておりません。また寄付金がどの位集まったのかという事でございますけれども、寄付金としては264万円集まっております。また別の目的で寄付をされた方が20万円。そして、これは寄付に当たるかどうか分かりませんが、寄付ではございませんけれども、私の4月分の給与を今回上げさせて頂いておりますので、そのカット分が148千円位でございますので、それを合わせてトータルで2,988千円位になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

教育長にお尋ねします。先程お聞きしておりますと、やはり平均正答率が高い学校あたりの現状を見てみますと、やはりどうしても福井県とか、秋田県の話を聞いてみますと、やはり家庭学習が如何に大事かという事になって来る訳ですよね。先程の答弁では、調査した結果、ちょっと町内の小中学校の児童生徒については家庭学習の時間が短いというような答弁を頂きましたけれども、どの位、小学生で平均でどの位、中学生でどの位、自宅で勉強しているのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

これは各学校によって違います。大体中学生は2時間、それから小学生は1時間とか。低中高でまた違うという事でありますけれども。例えば1時間としまして、それから毎日という事で計算しまして、半分ちょっとという所だと思います。従いまして習慣化については、やっぱり保護者を含めた地域の方々、諸々のお力が要ると。また本町では結構部活等が盛んでありますので、土曜、日曜あたりはそういうのに費やされるという事が多く、そういうのが中々定着しない要因ではないかなと、私なりには思っております。しかし、何れにしましても全国各地の状況を見ますと、そういう実績等がっておりますので、家庭学習は今後最重要な一つの課題として、取り組みを学校の方にもお願いして行きたいという風に思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういう事で、私やはり子どもというのは学力が全てではないですけれども、やはり学力というのは将来的にも付いてきますものですから、小学校、中学校の時に自宅で勉強する。社会人になってからも自分の事は自分で勉強して行かなければならない訳ですから、そういう自分で勉強するという、こういった習慣を小学生、中学生の頃から付けておかないと、やはり社会人になっても社会に対応出来るような人間にならないと思いますので、是非もう少し、部活も大事でしょうけども、

やはり自宅での勉強をもう少し町を挙げて教育委員会の方から指導をして頂ければという風に思っております。

それから、先程の話の中で読書が一番やはり長期的にも影響あるという事なのではけれども、私もそう思います。読書というのは学力向上の他にやはり幅広い人間形成と言いますか、そういうものに私は役立つと思います。そういう事で現在先程そういった読書の補佐と言いますか、補填という意味で司書教員とかクジラっこ辺りの協力を得ていると仰ったのですが、これも私の経験なのですけれども、一般家庭で土曜、日曜、祝祭日に家族と一緒にドライブをしたり、レジャーランド等に行くのはどの家庭でもなされているのですけれども、読書をつける習慣という意味で、例えば東彼杵町で月1回は親子で図書館に行くとか、例えばもう少し言えば、お父さんと一緒に図書館に行く日とか月間とか、そういうのを設けられて、教育委員会の方から積極的に親子一緒に読書をするというような事を検討して頂ければどうかなと思うのですが、教育長の見解を求めます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

読書の重要性、これは今吉永議員のご指摘のとおりです。子供達にとって、今の時期に非常に必要なものが2つあると思うのです。その1つが読書であります。もう1つは、私は友人だと思えます。友、良き友。出来たら親友、心の友。こういうものを持てたら、良き友を持てたら、その子の将来にとって、非常に1つの分岐点等になるのではないかなと思っております。その読書について、今県立図書館が今度大村市の方に参ります。大村市図書館と併設という形になりますので、その時に、今要請されているのは周囲の諫早、東彼杵、川棚、広田その周囲を一体型として運営が出来ないかというのを、大村市立図書館からは頂いております。従いまして、大村で返す事も出来るし、東彼杵町で返す事も出来る、借りる事も出来る。そういう風な事で、ネットワークを組み合わせながらという事もありますので、先程吉永議員が仰いました、教育委員会として読書の日みたいなものを設定するという事については、これから研究させて貰いたいと思うのですが。条件整備と致しましては、今後そういうのが色々な機会、場というのが出て来るかと私は思っております。そういう面では今後子供達にとって重要な読書活動推進というのは、私達としても進めて参りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

県立図書館、近くに出来れば非常に良い事ではないかと思っております。やはり同じ図書館でも東彼杵町の図書室は、例えば長崎市、まあ大村の図書館も大した事は無いのですが、やはり長崎市とか、シーボルト大学とか、長大の図書館あたりを見ますとスケールが違いますので、ああいう所に子ども達が行くのも私は非常に良い事ではないかと思っております。そういう所に小さい時から行き付ける習慣というのは大事ですから、是非そういった方向で進めて頂ければという風に思います。

他の質問もあるのですが、同僚議員が後から控えておりますので、教育長には特にスマートフォンについてお尋ねしたいと思います。

先程、私が 12 月に聞いた時の保有率という事で小学生が 27%、中学生が 17%という事で、これは全国から見ると非常に少ないです。全国平均は小学校で 38%、中学生で 55%、高校生になりますと 88%。特に高校生の女の子になりますと 98%という事で、殆んどの方が、高校生の女子は持っているという全国的な状況なので、町内はこれ位で推移しているのは本当かなという思いがあるのですけれども。あまりにも保有率が少ないという事で、現実を見ると。もう一回詳しい調査等してみられるつもりはないでしょうか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

前回も申しましたとおり、中学校が少ないのは、多分保護者の物を使っている可能性もあるという事で、そういう含みもあってそういう数値が出て来ております。その後、具体的な調査はしておりませんが、今の子供達の自殺等の中で、ラインとかの問題が出て来ておりますので、機会があればそういう物を調査して、現状を正確に把握しなければいけないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ここに 5 月 28 日の新聞があります。これは、どの新聞にも載ったので皆さんもご存知だろうと思いますが、長崎県の新上五島町の町立中学校の男子生徒が、ラインに今から死ぬと書いて首吊り自殺をしたという記事が、大変痛ましい記事が載っている訳ですけれども。ラインの使用と言うのは 24 時間出来るのです。いじめは学校に居る時しか出来ませんが、ラインによるいじめは 24 時間出来ます。そういう事で例えば、ラインで連絡をして 30 秒以内に返事が返って来なかったら無視されたという事で、これまたいじめの対象になるという様な話も聞いております。そういう事で私このスマートフォン、特にラインあたりの使用を家庭で、先程教育長が家庭にお願いしているという話をされたのですが、私の最初の登壇の質問にありましたように、全国的に教育委員会の指導の下に家庭のスマートフォンの制限時間を決めている所が沢山あるのです。そうしないと学校で決まった事を、教育委員会で決まった事だったら、例えば 9 時過ぎて相手からラインが来ても、貴方何で返事しなかったのと言われても、いや学校で決まった事だからという様な言い訳が出来ると思うのです。やはりこういう事は各家庭で決めて貰うことが一番良いのでしょうかけれども、やはり一律的な統制として、町内で規制を掛けるという事も一つの方法ではないかと思うのですけれども。教育長の見解をお願い致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

これについては、指導としては、ラインについては必要以外という事で、各学校校長への指導等はちゃんとやっております。各学校も自分達で研修をし、子供達ともラインとかスマホについての研修をしながら、その効果的な使い方とかいう事を研修しているという風に聞いております。実際、特別講師を呼んでラインについての研修もやっているという風に聞いております。保護者も含めた研修をやっている学校もございます。ただそこに制限を掛ける、要するに 1 つの枠をはめるという

事になりますと、やはり学校の現状とかそういうものを聞きながら、教育委員会で協議して決めて行かなければならない問題かと思っております。現在のところ、例えば 9 時以降は使用禁止とか、決まった事はやっていないけれども、ラインの利用についての指導等は随時やっているところでございます。この件については、一応関係者、それから校長、学校関係を含めて最終的にそのライン等についての利用の在り方については、出来たら先程申しましたように、地域辺りのでルールづくりも含めてやれないかなと考えております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

このスマホについては、ここに凄くショッキングな研究発表があったのです。スマホを 1 日 1 時間以上で子どもの成績が下がるというショッキングな調査結果が出ております。これは仙台市の教育委員会と、東北大学の川島教授が行った、中学生 2 万 4 千人を対象にした調査でそういう報告が出ているのです。それを見ますと、結果が出るまでは長時間勉強している生徒は、多少の差はあっても成績上位の層にいと予想していました。長時間勉強している生徒のスマホの利用時間を少ないと考えていたからです。だが中にはスマホを長時間使用する子も居ました。すると幾ら勉強を長くしても、スマホをやり過ぎると成績が落ちると言うような結果が出ましたという事です。

例えば、この保護者の感想を 2 件ほど紹介しますが、娘は中学生になった頃から、スマホ漬けになって行きました。1 日 2、3 時間はラインをしたり、イヤホンをしたり、ジャニーズの動画を YouTube で見ている。私が帰ってからの会話も殆んど無くなり成績も下がりました。それまでは 90 点取れていた国語のテストも 70 点台まで落ちました。見かねてスマホの使い方を注意し続けたのですが、分かった、分かったとその場しのぎの返事ばかりで一向に改めようとしません。数ヶ月そういう状態でしたので、とうとう昨年末に解約しましたと言う話です。またもう 1 件の話は、息子の人生はスマホに狂わされたと言口にする保護者の方がいらっしゃいます。勉強と部活の時間配分を自分で上手くコントロールしていて、成績も安定していたので、志望校への推薦も確実と思っていました。それで中学 3 年の夏休みスマホを買い与えたのですが、見事にスマホ中毒になりました。お風呂にまでスマホを持ち込む有様で、偏差値が 10 近く下がる教科も出て来ました。担任の先生から推薦は無理だと断られ、第 2 志望の高校も受からず、今年の春から結局第 3 志望の高校に通っているという事で、スマホを与えた事を、今とても後悔しています。という保護者の話もある訳です。このスマホというのは確かに使い勝手が良い、上手に使えば本当に便利な物なのですが、こういった中毒症状を起す危険性もある訳ですから、やはり先程の答弁で今のところ中学生は 17%位で、かなり町内の方はまだ心配するような数字ではないですけれども、この数字は今後たぶん上がると思うのです。ですからそういう時に歯止めが効かなくなる前に、先程も言いましたように町内では是非こういったスマホの使い方の利用制限、そういうものをキッチと決めて頂いたほうが良いのではないかなと、もう一度教育長の見解をお伺いします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

そういう 1 つの一定の決まりという、こういうものは、それぞれの協議の中で文章化されたり、

色々な形で出来ると思うのです。ただ今あったように、それをお聞きしまして、やはり家庭の教育、保護者の力です、今のお話を聞いていますと。これは我々行政とか学校ではないと思うのです。解約する、こういうのがあれば子供達はそれを使えませんから、これはやはり家庭の問題です。

私が経験した中で、塾にも行かない、そういう子供も居りました。しかし成績がもの凄く良いのです、逆ですけれども。8時からテレビは絶対見ないという事で、保護者が、本当に家族全員がテレビも8時までという事です。後、勉強という事です。そういう家庭の力、これが家庭の力です。それが定期的にキッチとした習慣化されますと、今のような事が無かったと思います。買い与えたという事が家庭教育、保護者の力なのです。これを公的に我々はこういう風に使いなさいと言えます。しかし、そのこの家庭の中に入って行ってやれと言うのは中々難しい。私はその所を言っている訳です。やはり地域というのはそういう所で、周りの方々も一緒になってやっ行って行けば両方から出来ますので、学校は学校、行政は行政、地域は地域。これが一体となってやっ行くのが地域の教育です。そこまで高めて行く。私達が決まりを出すというのは簡単な事なのです。こうしてこうして9時以降使ってははいけませんよ。ただそこに実際働くのは、地域という、家庭という、そういう場がありますので、私達はその辺の所をキッチと踏み固めて先に進むという事で、今の吉永議員のご指摘、ご意見等も含めて研究し、検討させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういう事で教育長の質問はこれで終わりに致します。次に町長をお願いします。

○——△——

ちょっと待って下さい。

○議長（森敏則君）

先程の答弁の漏れが町長から申し出があります。

町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

まず平成25年度の資源ゴミの回収についてご報告致します。本町での活動団体は婦人会2団体、子供会5団体で、昨年は16回実施されました。内容としましては資源ゴミ63,956kg、内訳古紙類56,470kg、古繊維類4,362kg、金属類2,874kg、空き瓶類が250kgです。

続きましてダンボールコンポストについて説明致します。段ボール箱を利用した生ゴミ処理容器の事です。その仕組みは、段ボール箱の中に基材ピートモス15L、粃殻くん炭10Lを入れた簡単な物で、好気性、酸素を必要とする微生物の力によって生ゴミを分解し、堆肥を作るという物です。必要に応じて米ぬかを入れます。結果としまして、ある家庭のデーターを基にして算出しました。平成25年93世帯、基材が147個です。基材147個を基にして、精算を出してみました。生ゴミ500g×90日×147個で6,615kgの処理が出来ました。効果としまして堆肥、1基につき7kgの堆肥が出来ます。7kg×147個で1,029kgが出来ました。CO2の効果としましては、32.42kgのCO2削減になっております。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

まず資源ゴミの件ですけれども、資源ゴミは現在、多分武雄の業者に婦人会、子供会の皆さんは持って行かれて、そこで業者が買い取って、現在町が 1kg あたり 5 円の補助金を出していると思うのですけれども。先程課長の答弁によりますと、年間 63,900kg ですから、これに 5 円をかけますと、32、3 万円の補助金が出ているという事でよろしゅうございますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

金額が、319,200 円が平成 25 年度となっています。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

町から、今町長が答弁ありました様に、約 32 万円の補助金は、婦人会とか子供会の大変貴重な副収入になっておりまして、この副収入によって色々な活動をされているのです。ちょっとお聞きしましたら、この資源ごみの回収価格、これが最近ずっと値下がり傾向にありまして、子供会、婦人会の収入が減っているという事を聞いております。出来れば業者の引き取り価格が、ある程度安定するまでの期間で良いですから、例えば 5 円の補助金を 2 円なり 3 円なり増やして頂いて、5 円出しても 32 万円ですから 2 円 3 円足して頂いても、何百万とか何千万とかの話では無いですから、何十万のお金で済むと思いますから。やはり何故かと言いますと、婦人会とか老人会に今補助金を出していますけれども、これは一人に対して幾らという補助金なのですけれども、こういったやはり自分達が汗を出して、汗を出した分、多く汗をかいた分お金が返って来るというのは、ある程度の効果があると思うのです。先程言いました様に未来永劫ではないですから、業者の引き取り価格がある程度安定するまで、町の 5 円の補助金を何とか 2 円 3 円増やされる計画は無いのかどうか町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに子供達、或いは婦人会の皆様方、それぞれ分別をしての収集でございますので、環境問題に対しては非常に良い活動だと思っております。5 円というのが何時から 5 円で買っているのか、私もはっきり覚えておりませんが、その辺をもう一回精査しながら、出来るならアップの方も検討して参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういう事で、是非これは前向きに至急検討をして頂きたいという風に思います。

次にダンボールコンポストの件ですけれども、私最初の時にダンボールコンポストに関わりあった時があったのですけれども、この時は EM ぼかしを使ってしていたと思うのですけれども。先程の課長のお話では、EM 菌は使わないで米ぬか等を使っているというお話なのですけれども、私は EM

ぼかしも同時に使ったらもっと効果が出るのではないかと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の知る範囲では、全く EM ぼかしは嫌気性という事ですので、密閉型ですので、このダンボールコンポストは所謂好気性ですので、酸素を取り込みますので、全く相反する物ですから。水分は問題無いかと思いますけれども、そこで相反する物だからダンボールコンポストは好気性と考えておりますので。EM ぼかしは多分やったら腐ってどうにもならない様になるだろうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ダンボールコンポストで堆肥が 1,029kg 出来たという事ですよね。その時 EM ぼかしを使う、一緒に使われないですから、今町長が仰ったように。この出来た物と一緒に、後で EM ぼかしを使ったら相乗効果が生まれるという事を私は言っているのです。そういう事も是非考えて頂きたいなという風に思います。特に最近無農薬あたりが流行っておりまして、定年退職された方で、自分の庭畑でちょっとした野菜を作って、それを無農薬で、こういったダンボールコンポストあたりを使って、それを無農薬で作って、それを道の駅に持って行こうという方も多分今から増えて行くのではないかと思います。こういう事は最初の登壇でも言いました様に、是非衛生係でも長期的に継続して頂きたいという風に、お願いと言いますか検討して貰いたいと思います。

次に水資源の問題でございます。実は釜の内とか、出口山とか、かなりの水量が有るのではないかと思いますけれども、これはどの位の水量が有るのか、調査をされた事が有るのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

町水道の水源として利用しております湧水の湧水量ですけれども、千綿水源、これは龍頭泉になりますけれども、昭和 44 年に調査を致しております。その時に日量 5,000 t でございます。それから木場地区の水源、出口山湧水ですけれども、これが昭和 62 年に調査されております。日量 14,000 t。次に坂本地区水源であります釜の内湧水です。昭和 54 年に調査を致しておりまして、日量 1,800 t でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

これを聞きますと、3つの場所で1日27,000t位出ている訳ですよ、今の数字を足しますと。すごい量ではないかと思うのですけれども、町長。この量を今簡水に何%位利用されているのか知りませんが、この豊かな水を放っておくという手は無いのではないかと思います。これだけ綺麗な水が湧いているという事は。以前出口山あたりは、わさびの栽培をなさったという事をちょっとお聞きしたのですけれども、やはりこれだけの量の水を放っておく訳にはいかないのではないのでしょうか、町長どうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

年間、千綿水源が219,000t。それから木場湧水が31,746tです。すみません、これは配水量です、すみません。年間取水量はもっと多いです。266,450tが龍頭泉湧水。それから出口山が34,675t。それから坂本水源、釜の内ですけれども50,000tです。これが利用率が、龍頭泉が12%です、現在。出口山湧水が1%、それから釜の内が9%、今使っている訳ですけれども、全て農業用用水となっているものですから、これを活用するとなりますと別途協議が要りますので、統合のあかつきにはそういうお話になる訳ですけれども。今仰ったように、果たしてその辺がどういう風に行か、その近くで水源を求めるものか。これをそのまま使って良いものか。そのまま使った場合、大腸菌が出ているものですから、例えば硬水みたいになって来れば直ぐ飲料水で販売も出来ますけれども、その辺が一番問題かなと思っております。実際、いこいの広場の水はそのまま硬水に使えるような、大腸菌あたりも出ておりませんので、こういう物は即、以前は水の販売という事で業者も来ましたが、最近は来ていないのですけれども。そういう何かまちづくりになれば一番良いかなと思っておりますけれども。今後ともその辺を検討しながら水資源は大事にして行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

実は、釜の内とか出口山の水、実は水の分析を私した事があるのです。美味しい水と言われるのは硬水と言ってミネラルが沢山入っている、硬度が100とか150とかいう水なのですけれども。残念ながら東彼杵町の、この釜の内にしても、出口山にしても硬度が40から60位の、所謂軟水という部類の水です。特徴は鉄分とマンガン分がちょっと多いのです。しかしながら飲んだらかなり美味しい水だと思いますので、現在東彼杵町は美味しいお茶という事でPRされているのですけれども、あのアルミ缶は評判が良いです。お茶が焼けないという事で、美味しさが長く持続するという事で、私は評判が良いのではないかと考えているのですが。やはりお茶と一緒に、東彼杵町の美味しいお茶と、美味しい水というようなコラボをさせて、お茶と一緒に水も売るといような事も考えて良いのではないかと考えるのですが。町長の考えを伺います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程答弁しましたとおり、活用方法があればそういうまちづくりをして行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

それでは最後の JR の固定資産税の加算金について、寄付金ですけれども。これは登壇でも言いました様に、ある程度の目的があって寄付の要請をされた訳ですよね、寄付の要請を。全国にもこういう事例は分からないと仰いましたが、私も大分調べましたが無いのです、全国にも。かなり調べてみましたけれども無いです。そこでちょっと町長にお伺いしますけれども、役場の人事の最高責任者は誰ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういう事で、平成 9 年以降の 0B の方、また現職の職員の方には振込用紙を添えて町長名で寄付の協力をお願いをされたのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

やはり町長は先程仰ったように役場庁内での人事の最高責任者なのです。その方の名前入りでやはり寄付の協力、依頼という事になりますと、私は考え方によっては、これはパワーハラスメントと取られても仕方が無いのではないかと考え方もあるのですが、そこら辺は町長どうお考えになりましたか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、あくまでも私の強制ではございませんので。あくまでもそういう協力をお願いしたいというだけですので、強制では決してございませんので問題無いかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

やはり人事の最高責任者から依頼されたら断りきれないというのが、私は職員の皆さんの本音ではないかと思えますけれども、現職の職員さんは全員寄付をされたのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あまりこれは言えないですけども、全員ではございません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そうしたら同じ東彼杵町役場の職員さんでも寄付をされなかった方もいらっしゃるという事ですよね、寄付をされなかった方も。先程のお話を聞きますと、町長の4月の分を入れましたら、まあ4月の分と言いましても調停を3月にされていたのでしょうから25年の4月。どういう風な取扱いをされたのですか、この260万円以上のお金を。25年度としてはどういう風な取扱いをされたのか、まずそれをお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が説明したのは、決算ベースではなくて、今回の議会にお願いしています私の、何と言いますか、道義的責任でカットしておりますが、それを含めたところのトータルです。ですからそれ以外のものは25年度で収入という事で上がっております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そうしたら25年度分の計上された金額と、また町長の分は26年度になる訳ですか。その金額をもう一回教えて下さい。25年度には幾ら計上されていますか。それで何で計上してあるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

寄付金だけが264万円です。それから一般寄付金であと20万円です。それから私の148千円というのが今回の議会にお願いしておりますので、議会の議決後、26年度で減額して行きます。4月分の給与は頂いておりますので減額です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回の寄付は約260万円を補填する為の寄付という事であったのですけれども。所謂目的があった訳ですよね、今回の寄付には。その補填をするという目的が。これ、もう少し私は有ってオーバーしていたのではないかと思うのですが、これオーバーした分は幾らですか。25年度で寄付の総額の中のオーバーした分、還付加算金に補填した残りの分は幾らになったのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先程町長が言いました様に 264 万円が寄付金として専決をしております。実際の還付額は 2,631,800 円でしたので 8,200 円が多く入ったという事でございまして、そういう事で受け入れをしております。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

このオーバーした分の取扱いはどうされるおつもりですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一般財源になります。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

一般財源になるという事は、繰り越して 26 年分の財源になるという事ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

8,200 円のオーバー分、これについては本来なら還付金に対してのオーバーですので、これは臨時的な一財へ振り替えたという相殺になると思います。

臨時的な一財です。一般財源化したという事です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

8,200 円という差が小さな金額かも知れませんが、寄付をした時に目的を持って、これこれこういう為の寄付ですからお願いしますという寄付を募った訳ですよ。それを目的外使用する時は、8,200 円というのは目的外使用になりますよね、目的外使用。これは寄付を頂いた方の了解は要らないのですか。

——△——

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

実際この時、26年度の12月26日に返したお金については、2,631,800円の還付金と別に4千万円の原資と一緒に崩しております。財源としては財政調整基金から充てたという事でしておりますので、この8,200円分については原資の方の還付金にも喰い込んでしまったという事でご理解頂きたいと思います。ですから8,200円については目的外というよりも、原資の方に充てざるを得なかったという事でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

何か良く分からない答弁でしたけれども、私思うのですが、先程も町長はこういった事例は全国にも無かったとの事ですけれども、平成9年退職職員プラス現職職員でしょう。その方達にこういった寄付をして、果たして良かったのかなと、この行為自体が私はどうかと思うのですけれども。もし良ければ、時間が来ましたので、今後もう少し役場の方で、私も大変苦勞して調べましたけれども有りませんでしたけれども、こういった事例が果たして法的に良いのかどうか、そういう事をもう少し慎重に、検証して頂きたいという風に思いますけれども。町長の答弁をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。最終答弁です。

○町長（渡邊悟君）

これは、固定資産の還付の事例は沢山あります。ですが、それを職員で募ったのか、そういう一般財源あたりで返納したのか良く分かりませんけれども、事例は一杯あります。だからその辺の返納は調べれば分かるかと思えますけれども。全国的に多額にやったという事はあまり無いだろうと思います、数件であろうかと思っております。私が知っている所も何箇所か見ましたけれども、その償還方法まで載っていないので分からないのです。あと法的にどうかという事でございますけれども、これは他の事例があったものですから、一応弁護士の方に相談に行きまして、そういう問題は無いかという事で確認をして行っておりますので全く問題ないだろうと思っております。

○議長（森敏則君）

以上で、6番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

次に8番議員、樋口庄次郎君の質問を許します。

8番議員、樋口君。

○8番（樋口庄次郎君）

午後の2番手と致しまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、町有地の現在の状況と今後の予定についてでございます。

①、赤木町有地は平成10年3月に購入されておりますけれども、面積に致しまして3,543㎡、これから先どういった形で利活用しようとしているのかお尋ね致します。

②に紡績跡地、これは3月定例会の折に分譲住宅の為の測量設計業務を計上されましたが、その

後どう進展しているのか。

③に、これは前コスモス公園という呼び名で呼んでおられた様な気が致しますけれども、今は梅公園でございますが、この残地はどう考えておられるのか。

2 点目に、東彼杵町内に看板が幾らもございます。この町全体の案内板が有りますが、この案内板が作成された時期。そしてこれを所管する部署は何処なのか。また商店街の看板が 1 箇所ございます。これはバスセンターの前でございますけれども、これは何年前に建てられたのか、これもお聞きしたいと思います。

②、長崎国体まであと 4 ヶ月位ありますけれども、こういった看板をシーサイド公園、或いはデモンストレーションとして開催される新港グラウンド、或いは客の出入りが多い商店、何箇所も有りますけれども、そういった辺りにも設置をされたらどうかという風な考えを持っております。

3 点目でございますけれども、広域農道から国道 34 号線の接続の状況でございます。これは平成 25 年度実施計画書を作り、平成 26 年度は買収を実施するとの回答でありましたが、今現在どこまで進展しているのか。併せて大楠小学校までの進捗状況。以上 3 点をお尋ね致します。登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1 点目の町有地の現在の状況と今後の予定でございます。

1 番目の赤木町有地は 3 月に購入頂いて、これから先の利活用をどう考えておられるかという事でございますけれども、これは 24 年 9 月の議会の一般質問でも答弁致しておりますけれども、今赤木地区が 1 区画残っておりますので、企業誘致が。ここの誘致を待つて検討したいと考えております。

それから、千綿紡績跡地の定例会後のどう進展したかでございますけれども、これは千綿紡績跡地につきましては、町が瀬戸自治会に貸付期間を 1 年ですよという事で約束をして、平成 8 年から毎年使用許可という事で利用をして頂いております。それからまた平成 26 年度の当初予算に公共用地等取得造成事業、この特別会計で跡地の測量設計の費用 9,900 千円を計上致しました。そして可決頂いた訳でございますけれども、これは人口減少の中、人口増の対策として町外からの転入とか来て頂く為に造成をしたいという事で、まずは測量とか設計をやろうという事で考えております。それでお願いしていた訳ですけれども、予算が決定致しましたので地区の方に説明会に参りました。4 月 11 日に区長さんの方をお願いに行きました。ところが、反対だという話がありまして、その後 4 月 16 日瀬戸の自治会でも説明会を致しまして、終わったところでございますけれども。その結果と致しまして、平成 26 年 5 月 20 日付けで、今日皆様のお手元にも請願書が届いていると思っておりますけれども、瀬戸自治会長から提出がっております。内容は、今までどおり使用させて欲しいと。それと測量設計業務差止め。大変厳しい請願書が提出されております。来年の 3 月までは既に使って良いですという事で許可をしておりますので、使って良い訳ですけれども。この件につきましては差止めという言葉を使っておられますけれども、法律的にはこれは貸付でございますので、期限が来たら拒否は出来ません、自治会の方は。来年 3 月 31 日まで貸している訳ですから、もう貸しませんと言えばそれで終わりなのです、実際は。ただ気になるのはこの請願書の中身です。その差止めと

ありますが、何処か今諫干とかあっておりますが、そういう差止め訴訟とかそういう事をされているのではないかと感じております。これは非常に不適切な文言ではないかと感じております。これは行政事件訴訟法というのがあります、その中の差止めの訴えという項目がある訳ですけども、そういう差止め訴訟となりますと、これはそうでは無いだろうと思いますが、まず町と自治会と使用許可の下にやっておりますので、まだ今すぐ、途中解除ではございません。来年3月末まで使って良い訳ですから。その後町が今回は使いますからという話でございますので、そういう約束事がございますので、特にそういう話になります。色々な話がありまして、町も大変厳しく受け止めますけれども、それぞれ町の現状を見ました時に、色々定住促進とか図って行かなければなりませんので。あと自治会の方にもその必要性を訴えながら、今後とも協議を進めて参ろうと思っております。

それから3点目の梅公園。これはコスモス公園の事だろうと思いますが、これは、予定地は全て売却しております。ただ残地が有って、残地というのは崖下に後2区画位出来るかなと思っております。それも分譲したいと考えておりました、ところが私もよくよく見てみますと、多分これは開発行為の許可を取っていないのではないかと感じます。最近気付いたのですけれども、ですがそうなりますと、もう一度開発行為の許可をしますと、とても崖下には家は造れるかなとなります。これは今調べさせていますけれども、既に道路、宅地分で併せて9,000㎡位あるのではないかと感じております。これは最初に、売る前に開発許可の行為を県の方にしないと、都市計画区域でするので大変な事になるかなと思っておりますので、まず残地どころではないかなと考えております。

それから東彼杵町内にある案内板。これにつきましては、バスセンターに有るのは町の看板ではございませんので、何処の看板か良く分かりませんけれども、全く分かりません。あと町内には道の駅とか千綿駅の所に有りますけれども、これにつきましては平成11年度に作っております。所管は産業振興課でございます。

次に2点目の国体までの案内板を設置するという事ですか。ですから何を伝えて行くのか、国体までに何を伝えて行くのか。勿論国体の時の横断幕とか旗は今から、今度の補正予算でお願いしておりますので、補正が可決しますと旗とか横断幕とかを作って、会場周辺とか色々な所に展示して行こうと思っております。従いましてその案内板を作るか、どう作るかというのは、今判断をしかねるところでございます。

それから3点目の広域農道から国道34号線接続の状況についてでございますけれども、これは町道大野原高原線改良事業と町道中尾本線道路改良事業の事ですけれども、進捗状況はどちらもまだ路線のルート而今地権者の方に説明致しております。ほぼ8割方、9割方位は皆さん同意を頂いている訳ですけども、一部にまだ説明出来ていない所、ややルートでは厳しいと言う方がいらっしゃいますので、早急に路線決定をして今年の9月、10月位までに測量設計を終わらして、ご質問のとおり用地買収に掛かろうかという事で進めております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8番（樋口庄次郎君）

まず始めに赤木の町有地なのですが、ここは購入されて16年位経っておられます。そういった中で、16年間で工場とか或いは住宅とか、全然そういう話は無かったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

赤木の町有地につきましては、これは 16 年位ですけれども、私も 3 年になりますけれども問い合わせは無いです。議員さんから有効活用を図りなさいと質問はあっていますが。私の方からはまだ道路の整備とか、水道の整備とか、社会資本の整備がありますので、中々高額になりますので、即対応できないという事でございます。それは以前から 16 年前から、私は 3 年しかまだ就任しておりませんので、あと 13 年間は皆様が良くご存知だろうと思っております。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

お話が無いというような事でありまして、私今回、町の方に提案をしたいという様な気持ちで、今回赤木の町有地の事に関しまして質問する訳ですけれども。

実は、川棚町、波佐見町に行きましても町の霊園がございまして。今回そういう事で一応両町を回って来て、現場を見て来ておりますけれども。波佐見町に於きましても、ちょうど赤木の町有地と同じような面積位で。そこを波佐見町は、内海にあるのですけれども。私写真を撮って来ております、実は。非常に良い場所なのです。大体 1 区当たり 1 坪位の霊園で、今各地区の墓地を見ましても場所が大体悪いです、どこの地区も、墓地に対しての。そういう観点から今から先高齢化になるにつれまして、車で行ける、或いは車無しで行ける、押し車で行ける様な場所を町の方で霊園を作って貰ったらこれから先。それと各地区に墓地を作りますと多額の金が掛かります。各地区の墓地は結局争って良い墓を作ろうという意識がございまして、100 万から 150 万円掛かる訳です。そういう事を考えた時に、町の霊園辺りを。その赤木の町有地に作って頂ければ、そこに 4、50 万円有れば誰でも出来る、墓地が出来る、来られる、そういう風な条件になるのではないかという気持ちでおりますけれども。町長として、霊園という事を考えておられないかちょっとお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

霊園としての考え方は確かに大事かと思っておりますけれども、今のところ考えておりません。それよりも逆にもっと住宅を造るとか、そういう高齢者対策というよりも定住促進の方が逆に良いのかなと思っておりますけれども。一応貴重な意見として受け止めておきます。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

霊園は団塊の世代で非常に我々の年代は多い訳なのです。私の地区にも 3 名、4 名位墓地を持ちたいと言う自治体の方居られます。しかしそう言われる方も、近くに墓地が、場所が無い、そこまで車が行けない、そういう状況が何処の地区でもある訳です。そういった事からこれは是非墓地辺りも先々考えて頂いて、我々兄弟も他所に居りますけれども、他所に住んでいる人間も東彼杵町に

墓を持ちたいと言う人がいる訳です。そうしたら人口が増えなくても交流人口増えますので、是非、これは前向きに考えをして貰いたいという風に思っております。

それと次、2点目ですけれども、紡績跡地ですね、これ今回請願で上がっておりますので、これは私省きたいと思います。

それから3番目の梅公園。これは私も実際現地を見まして感じましたけれども、まだあそこは十分宅地が出来るような状況ではないかと思っておりますけれども。真ん中に道が通っておりますので、あの下を、先程言われましたけれども許可を受けなければならないという事ですけれども。ここは結局、年間、除草作業の手数料が31万円払っている訳です。そういう事を考えると毎年除草作業が31万円要る訳です。それを無くす為にも造成が出来れば、造成をして行くような形は取れないものか、ちょっとその辺町長どうお考えでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程言いましたとおり、全て予定した区画は売却しております。後31万円というのは他の所の除草作業辺りがいる訳ですから、これは維持管理等しなければなりません。それと後、法手続きが済んでいないという事でございますので、ややもすればこれは大変な工事費になる可能性がございます。後出来ないかも知れません。出来ても相当、擁壁辺りを造って区画を造らなければなりませんので、まずその法手続きをしているかどうかを確認させております。実は昨日位にその話が挙がって来まして、そっちの方を先に急がないといけないと思って。ですから多分残地の方には家が造れるかどうか、その背後地の方に擁壁か何かをしないと多分出来ないと思っております。そうすると30万円位ではなくて、何千万円とかの世界になって行きますので慎重に行きたいと思っております。当然そういう公地が残りましたら、分譲は当然考えて行こうかと思っております。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8番（樋口庄次郎君）

はい、分かりました。是非そのような形で進めて行って貰いたいと思います。

それでは、2点目の東彼杵町内にある案内板ですけれども、平成11年度に看板のやり替えをしたという風な事でありまして、今3箇所あります。道の駅と千綿駅、龍頭泉。東彼杵町の看板が3つあります。そこの看板が一つ一つ違うのです、見た感じが。これはどうした訳で看板が一つ一つ違うのか。その辺の説明をお願い致します。

○議長（森敏則君）

良いですか。

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは内容が違うというのは、作った時期が、或いは場所によって違うのではないのでしょうか。11年度の物は一緒です。あと40周年記念に作った分がそれで、それ以外の物がちょっと私も龍頭泉の方は、そっちの方が把握しておりますのでよく分かりません。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

これは多分皆さん一応ご存知だと思うのですよね、看板を。龍頭泉も明日行きますし、道の駅もしょっちゅう行かれるでしょう、千綿駅も行かれるでしょう、皆さん気付かれませんか。龍頭泉は、龍頭泉の看板の中では海の中にクジラが泳いでいます、クジラの絵。それと千綿駅の看板は、その商工会の屋根の上に有りましたクジラの看板、今は無いです。商工会の上、無いでしょう。道の駅、道の駅の看板には東彼杵町の商店街の、近くの店の案内が有るのです。一つ一つが違うのです。龍頭泉は如何にも大村湾で泳いでいるようなクジラの絵が。なぜ統一されないのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

道の駅に商店街の案内があると、それは全く違うのです。町の看板ではございません。それは商店街の組合でやった店の案内があります。クジラが描いてあるとか描いてないとか仰いますけれども、クジラも夢でしょうから。ロマンを求めて作られた方が表現した訳でしょうから、特にあまり注意をして見ておりません。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

実はここに写真を持って来ているのですが、これはどう見てもやっぱり統一して貰わなければ、人様を茶化すような写真だったり、何であっち行ったらこれで、こっち行ったらこれで、これ非常に来られたお客さんが、非常に戸惑うのではないかという気がするのです。先程町長が申し上げられました商店街の、東彼杵の地図の中にまた小さく中心部の地図が載っているのです。全然違うんですよ。何故統一をされないのか。それともう1点、私が感じたのは、全ての看板の中に彼杵海水浴場が全部載っていますが、有るのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございません。有りません。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

もう1点です。今朝の新聞を持って来たのですが、長崎県内の海水浴場。この看板も駅に1箇所ございます、看板が。海水浴場、それと26聖人の墓の横。あそこにも有るのです、大きいのが、看板が、有りますよ。これは何故止めてから外されなかったのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは役場の怠慢でございますので、早速撤去致します。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

色々な文句を言いましたけれども、商店街もこういう看板を立てたらどうかという様な提案を致しましたけれども。国体もありますし、今度ハウステンボスもカジノ辺りが出来るような話も聞いております。そういう事で看板の中にハングル文字とか英語とか、そういう文字を入れられるお考えはないのかちょっとお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは今から外国の方がお出でになりますので。特に龍頭泉の方はハングル文字を入れている訳ですけれども、他の所はあまり今まで観光地としての取組みがあっておりません。どちらかと言いますと放置しておりますので、今後はそういう外国のお客様あたりが分かるような看板を作ろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

そうしたらそういう風な事でお願いしたいと思います。

次に広域農道から国道 34 号線接続ですけれども。始めは 3 路線あったと思うのですが、路線の計画が。そうした中で今最終的に 1 路線で計画を進めておられますけれども、これは墓地の移転をしながら道を作るという様な事でございますけれども、これは地権者との話も全部済んだ事での結論というか、前向きに進めて行かれるのですよね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

墓地の移転も説明がまだ今からです。墓地の持ち主の方にはまだ説明には行っておりません。墓地の方があと 2 件ほど説明に行っていないそうですので、これから説明に参る予定であります。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

墓地の移転が決まれば、すぐ始められるというような感じで計画されていると思いますが批判が無いように早急に接続線が開通する事を私は祈っている所であります。

そして 1 番最後でございますけれども、鞆の原橋から大楠小学校下まで。これに関しても 26 年度以降に買収をし、話を進めて行くという事でございますけれども。これも話が始まってから 12 年間、平成 14 年に地権者との話をされておりますので、もう 12 年位経ちますけれども、この辺の進捗はどうですか。今からずっと計画をしながら進めて行けますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程、当初答弁しましたとおり、大野原高原線、中尾本線、同じ説明で先程しましたとおり、ルートの説明をしておりますので、ほぼ了解を得てはいますが、1 名の方がまだ若干検討してくれといった要望があっている状況でございます。

○議長（森敏則君）

樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

今、町長の前向きな言葉を頂きましたのでこれを持ちまして終わります。

○議長（森敏則君）

これで、8 番議員、樋口庄次郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 14 時 46 分）

再 開（午後 14 時 55 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、9 番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。

9 番議員、岡田伊一郎君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それでは子育て支援策についてお尋ねを致します。

急激な少子化の進行で社会環境が変化する中、町の未来を担う子供達が健全に育ち、安心してながら子育て出来る環境整備を図るため、独自の施策を展開する必要があると考えます。

現在も色々な施策を実施されていますが、少子化の進行を食い止めるまでには至っていません。

支援策を強化する事により、町外からも子育て支援の町として高い評価を受ける事が出来れば、働く場所は他市町でも、交通の利便性を活かした町づくりにより定住化が促進出来ると思います。

次の項目について創設出来ないかお尋ね致します。

1、小・中学校入学支援事業。これは、教育に掛かる保護者の経済的負担を軽減する目的で、小・中新 1 年生全員を対象に学校で使用する運動着の無償支給。

2、小・中学校徴収金支援事業。これは、教材費や部活動費等の学校徴収金に対し、年間 1 人あたり 5 千円の助成。

3、中学校卒業までの医療費支援事業。これは前回も私は言ったと思いますが、保険診療自己負担分の助成。

次に 4 番目であります、ファミリーサポートセンターの設置。このセンターは、子育ての支援をして欲しい会員と、支援したい会員同士が互いに支えあう会員組織で、子育てを地域でお手伝いし合えるようにセンターが会員の橋渡しを行うものであります。

次に 2 点目。全国学力テストについてお尋ねを致します。

平成 26 年 4 月 22 日に小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象にした学力・学習状況調査が全国で

224 万 1 千人が参加して行われました。

教科は国語と算数・数学で基礎知識をみる A 問題と知識の活用力を図る B 問題に分けられ、生活習慣などを聞くアンケートも行われています。

今回のテストは、過去のテストで正答率が低かった分野が重点的に出題された他、思考力を試すような問題が多数出題されたと報道されています。

文科省は、保護者への責任を果たす事も大切。各教委は公表のあり方を含め適切に対応して欲しいとしているが、この点について教育委員会の中で協議された内容についてお尋ねを致します。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

子育て支援でございますけれども、まず小中学校の入学支援事業でございます。これは調査しましたところ、やはりかなり、小学校はさほど多くないのですが中学校はかなり。例えば初めて知りましたけれども 8 万 2 千円位、これは概算でございますけれども。それから千綿中がちょっと出ておりませんけれども、千綿中もこれ以上に掛かるような話を聞いておりまして、かなり入学に要する費用というのは多いなという事を実感しております。何とかこの辺が財政的に出来るなら、今のところ 150 万円位で可能かと思うのです、もし助成をすれば。一応検討したいと考えております。

それから 2 点目の小学校の、学校の徴収金ですか。教材費につきましては平均が 37,000 円位、小学校がです。中学校が 26,000 円位の額でございます、これをやるとなりますと 320 万円位になります。

それからいつも議員の方から要望があります中学校までの医療費。これも今現在、未就学児までやっておりますけれども、これが中学校義務教育までとなりますと非常に多くの方が受診をされます。そうしますとかなり増えて行きますので、増えたところの予想で 1,200 万円近く、1,150 万円位ですか、その位まで上がるかなと思っております。ですからその辺を諸々考えますと、先程橋村議員の方からお話があった子育てのああいふ補助率あたりもししますと、非常に何千万円というクラスなりますと、とても簡単には出来ないかなと思っております。財源が入って来れば、この辺が午前中も申しましたとおり、子育ての大綱が年度末位までに出来てくればこの辺の手当が出来れば一番良いかなと思っております。検討はして行きたいと思っております。

それからファミリーサポートセンター。これは平成 17 年度に出来た制度で、それぞれ次世代育成支援対策交付金事業から、23 年度は子育て支援交付金、24 年度は補正予算だったのですが、安心子ども基金ですか。年々変わってきて、26 年度が保育緊急確保事業という事で国、県、町 3 分の 1 ずつの負担ですけれども。ただ残念な事に会員が預ける側、預かる人、両方でも良いよと言う人合わせて会員 50 名が必須条件なのです。そういう会員の方がいらっしゃって、あと預ける人がどの位いらっしゃるか。いやもう家族でその時は見るとか、近くにいらっしゃるなら問題無いのですが。そういう需要がどの位あるのか、是非こちらの方は補助事業なども活用しながらやって行ければ一番良いかなと思っておりますので、これからの時代に必要なものと考えております。そういう事で学童とか保育延長とかございますので、その辺も合わせながらそういうシステムが構築出来れば

と思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

岡田議員の質問にお答え致します。

これは先程、佐藤議員のところの最後の所で申し上げたとおりでございます。

まず公表につきましては、本町は小規模校が多いという事で、子供が1桁の学年があります。そういう事で公表に踏み切るという事は、やはり個人的なところの心配がございますので、公表はしないという事であります。町と致しましては先程言いました様に、県の方で既に昨年度も県の学力テスト英語、これは町単位での発表は致しております。新聞等、それからインターネット、ホームページ等へのそういう公表は致しておりませんが、既に私達関係者には出て来ております。従いまして今県の方で、本年度の全国学力調査については、その公表のあり方についてそれぞれ21市町の聞き取りをして、然るべき公表のあり方について検討しているというところでございます。従いまして本町と致しましても、その県の方針等を踏まえて教育委員会のあり方を検討しなければならないと今話し合っているところでございます。そこに有りますように、過去正答率の低かった問題の出題、それに似たような問題の出題等は有っております。大体4年に1回位の周期でそれと同じような問題。つまりその課題が改善されたかどうかを見るという事で出されております。例えば国語B、活用の問題でB4、3ページの問題があって答えを書いて行くという風な、我々にとっても非常に厳しい。私自身解いたのですが、中々厳しい。これを1問解くために相当時間を要します。そういう問題が出されております。従ってその内容として無回答。結局前の方から来て時間が無くて無回答。そういう事例も出ております。先程ありましたけれども、吉永議員が言われますとおり読書と読解力を付けるために、色々な方法を採用してそういう力を養って行こうという事で、教育委員会でも話し合っているところでございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

今政府も少子化対策に本腰を入れておりますが、世間的には何故今更と思う人がかなり多いと思うのです。人口水準を維持する合計特殊出生率2.07の達成はかなり難しいと考えられております。少子化は男性が子育てに参加出来ず、女性の負担が増える一方であると共に、家庭を作る経済的な裏付けが乏しい人も増加していると言われております。しかし、出生率の目標を設定する事にやはり疑問があるという事でもあります。何故なら結婚出産は一人一人の価値観や人生観であり、社会が強制するものではないからなのです。長崎県も目標を定めておりますが、東京都は定めておりません。そこで再度お尋ねを致しますが、人口は町の力であり、町づくりの重点施策として位置付け、従来の福祉部門から独立して、子育て支援室等を設置する考えはあられないかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回、子ども子育て会議という事で設置をしましたけれども、両方一体改革になりますので、こ

れが多分保育園、幼稚園全て一緒に事務をしなければなりませんので、そういう意味ではそういう対策室を作った方が一番良いかと思えますけれども。要は作ってもあまり効果が上がらなければ何ともなりませんので、現状でも構わない訳ですけれども。出来る限りメリハリを付けて、今からは設定目標を、確かに出生率等については設定目標駄目ですけれども、それ以外のどういう風に持って行くかのビジョンを作って行かなければならないかと思っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私が再々質問を致しますのは、もう統計的に女性の数も0歳児から分かっているのです。だから人口を増やせるのは限度があると。この施策をして町が、人口が伸びた地域も全国に有るのです、調べましたら。そういう元々ある人口の統計では無くて、他所からこちらに住んで貰う、そういう施策に重点を置いて頂きたいと思って、私は質問を毎回している訳でございますが。

もう1点お尋ね致します。シルバー人材センターが運営する託児施設についてはどう考えられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

シルバーの方でそういう保育士等の資格を持っていられる方、午前中も話をしましたけれど、そういう方がいらっしゃれば大いにやって貰って結構だと思っております。今度きめ細やかに小さい事も出来るようになりますので、先程質問がありました子ども子育て会議の運用基準が5項目で変わると言っておりましたけれども、その中で小規模の保育園あたりが家庭で出来るとか、4、5人の幼児でも出来ますとなって行きますので、是非そういう方がいらっしゃれば、大いにシルバーに限定せずとも、そのままでも認可出来ますので。少ない少人数の保育園児あたりも保育も出来ますので、そういうのをどんどん活用して行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

歴史や文化、伝統芸能を活かした町づくりも重要だと思いますけれども、私は家庭、地域、行政が連携して地域が一体となった子育て支援が大事であり、これからも住んで良かった、住んでみたい、住み続けたいと言って貰えるような子育て支援の町を、町長は推奨して行く考えは有られないかどうかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正にそのとおり推進をして参ろうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

どうしても財政的な裏付がございますので、執行部だけではなくて私には考えがあります。これは議会側から予算を提供するのです。何故なら人件費を議会が減らせば、今 10%削減しておりますので 2 名減らせば 1 千万円以上お金が出てきます。だから今までのお金が無い無いと言うのではなくて、私達が今度そういう提案をしたのです。町長には是非こういう施策を実行して、他所に負けない町を推進して頂きたいと思いますが、この見解については如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

有難い事でそういう捻出をして頂ければ、大事な貴重な財源ですので大いにそういう物に活用して行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それでは次に、学力テストの問題について教育長にお尋ねを致します。

日本より先にナショナルテストを導入したイギリスでは、学校間、自治体間の競争が激しくなり、その弊害が大きいという感が出て、廃止の方向に向っているのですが、この点についてはどうお考えになりますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

最後の所が分からなかったのですけれども、取り入れてその効果が廃止の方向に向っていると。

これはサッチャー首相、この時に成された政策等で、教育が疎かになったという事実がありまして、その後の首相の方が 1 に教育、2 に教育、3 に教育、4 を飛ばして 5 に教育という事で、教育に力を入れられました。その中で競争という言葉が出てきておりました、競争。競争をして何が悪いという事で、そういう流れの中で来た事が、また色々な弊害等が出てきて、その廃止の方向に向っているのではないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

もう 1 点ですが、テスト対策によりテストでは出ない学習内容が、疎かになるという事はないでしょうか。お尋ねします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

整理していきます。まず学力という捉え方が 1 つあると思います。この学力で学んだ学力、学ぼうとする学力というのがあります。それとまた別の言い方をすれば、見える学力、見えない学力というのがあります。その内容的な物と言いますと、見える学力、見えない学力という捉え方をすると、見える学力はそこに出てきた数値的なもの、100 点、90 点そういうのが出てきます。見えな

い学力というのはその内面の問題。国語が好きとか、先程ありました様に家庭学習を頑張ろう、そういう中から沸くそういう意欲、これも学力の1つであります。また道徳的な物、情操的な物も学ぶ力を付ける為には、やはり素直さという物が要ります、素直さ。そういう物で[19:33]。そして体力が要ります。夜を徹して勉強をするという時にはやはり体育的な物を、体、体育的な物で体力が無ければ駄目です。そういう物が見えない学力と言われています。従いましてその学力の、見える学力、見えない学力こういう物がありますので、一概にどれが良いという事では、一概にどういう姿が理想というのは無いと思います。ただ学力というのはそういう捉え方をしないと、今日本の教育制度は[20:17]高校、大学この所に向うというのが今制度の一貫であります。従いまして見える学力というのが優先されて、先程ありましたように塾に行って点数を上げる、1点でも上げるという風な方向になっているのが現状ではないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

もう1点お尋ね致します。この学力テストで、生活、学習環境の調査まで行われているのに、民間企業、教育産業に任されている事について、教育委員会の中で意見が出なかったかどうかお尋ね致します。

もう1点は、教育長としてこの点についてどうお考えになられるのか、お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

学習状況調査というのは、教育委員会では話しませんでしたけれども、私としては各学校からその状況については聞いております。先程ありました様に、例えば家庭学習を取って見たら半分位の時間的に1時間と、小学生を1時間と設定したら半分ちょっと位の時間であったと。そういう風な調査結果が出て来ております。従いまして規範意識等はかなり高い。協調性もかなり有るという風な、そういう子供たちの実状は私は捉えております。学校の方は、子供達のそういう実態については、きちんと把握致しております。これについての教育委員会での協議というのはまだ具体的には致しておりません。今後ご指摘のように教育委員会でもそういう基礎的なもの、基本的な生活習慣を含めたものは協議して行かなければと考えております。その事をどう活かすかは先程申しました様に学校と、保護者と、地域が連携をして子供たちの学習の場をきちんとしてやるという、このことが大切かと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

再度お尋ね致しますけれども、この集計などを民間企業と教育産業が執り行っているのです。公的立場では無いのです。こういう情報が、民間が集約しているという事について教育長はどうお考えになれるのか。個人的な考えでも結構です、お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

私の考えとして、今従来からの考え方としますと、民間にとっては教育産業というのは魅力がある場だと思っております。今度教科書の改訂が成されますので、今出版会社は血眼になってそういう関係機関に色々な動きをしております。こういう教育産業の場というのは、民間にとっては1つの大きな市場になっているみたいな感じです。従いましてそういうのを分析して、その方々の色々な資料にして、どういう物を準備すれば良いかという事で成されて行くのではないかなと思っております。ただ文科省の方としましては、そういう物を同時に、調査も行っておりますので、学校の方ではきちんと捉えて、学校として子供達に還元して行くという方向では進んでいます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次にこのテスト結果が5ヵ月後になるのですよね。児童、生徒が振り返る事は出来るのですか。振り返る事が出来るのかどうか、もう卒業してしまうと思うのですが如何ですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

これが膨大な評価、テストの採点になります。問題は文章表現とか、1とか2とかそういうので丸、選択肢でやるのだったら簡単ですが、文章表現とか有ってその採点基準があります。これには客観性が無いと駄目です。各学校で付けたら、国語だったら国語の先生の尺度でやりますので、客観性があるという事できちんとした採点が成されております。それが5ヶ月くらい掛かるという事でありますが、それが子供達に活かされなければいけないというのはそのとおりでございます。その為にやっているテストですので。ただ本町のある学校ではそのテスト結果、大体自校採点もやりますので、既に各学校採点は持っている訳です。ただ客観的な表に出てくる数値は文科省がきちんとやりますので。今自校テストで、4月の下旬ですから5月の初めには採点をして子供たちの様子が分かります。それを活かして1年間で伸ばして中学校に上げた。そして中学校に行ってすごく良い学年だと言われた。そのテストの時は、あらっと言う事でまだ首を傾げる状況だったのだけれども、その10ヶ月で先生の指導ですごく良くなったというのを1週間位前に校長から聞きました。そういうのにはきちんと役立てている。先生の力量とか意欲によりますけれども、そういう意味では活用されているという実状はあります。その5ヶ月というのは、止むを得ない時間ではないかなと思っております。ただ本年度は、今日も学力推進委員会が県の方であっております。その中でおよその動きは分かるのではないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次にお尋ね致しますが、この学力テストに対して教員、児童、生徒の負担についてはどうお考えになっておられますか。通常の勉強と違うのを受けるのを先生も対応しなければいけないのです。その点についてお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

町内で学力標準検査を10年間やって来ております。これに全国が中3、小6。県が中2、小5。中3は県の英語がまた来ます。私がここにお世話になった時に、1年目でしたか、2年目でしたか、標準学力検査を中3は抜きました。負担になるという事で。しかし学校としては積上げがずっと中学2年まで、小学2年から中学2年までであるので、中3でもきちんとして来るべき受験に備えたいというような事がありまして、また戻しました。4月の下旬、それが全部来ますので大変な子供達にとっては時期であります。しかし、私は本町の子供達は、やはりそういう厳しい場を体験させるというのも大切ではないかなと思っております。また、色々な市町に行きますと、その他に検定とか何とか休みの日に受けてたりしております。そういう面では刺激を与えるというのは良い機会ではないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

最後になりますけれども、この学力テストについて教育委員会で協議をされた。その時教育委員長は出席されていたのですか。その点についてお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育委員会は教育委員長さんの出席が出来る時に実施致しておりますので、出席されておられます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

教育委員長の日程に合わせてされますけれども、急に委員長が来られなくなった時は会議が開けないという事で捉えて良いのですね。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

打ち合わせをする時に委員長さんが出席できる日を選んで、そこを設定致しておりますので、休まれるという事は今まではありません。ただ、行事とか何かに行く時は、ちょっと休まれた事はありましたけれども、教育委員会では出席はされております。

○議長（森敏則君）

いいですか。

これで9番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

以上で5名の一般質問を終わります。

日程第4 議案第1号 東彼杵町基本構想の策定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第4、議案第1号、東彼杵町基本構想の策定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総合計画審査特別委員長、本下君。

○総合計画審査特別委員長（本下利之君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件 議案第1号 東彼杵町基本構想の策定について

2 審査年月日 平成26年3月13日、4月7日、5月26日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月13日、総合計画策定の委託を受けたstudio-L、山崎氏の出席を求め委員会を開催した。2年間（平成24年から平成25年）の取組みの中で、計画書作成のプロセスとその成果と、これからの実施計画の進め方の説明を受けた。4月7日はまちづくり課長の出席を求め委員会を開催した。5月26日は委員の意見を取りまとめ集約した。

本件は、今年度が第4次基本構想最終年度にあたり、当時の想定以上に人口減少と少子高齢化が進行し、このため早期の計画見直しが余儀なくされ、昨年度から着手したもので、1年繰り上げて第5次東彼杵町総合計画を平成26年度から平成35年度の10年間を目標年次として策定することになった事を受けての審査である。

まちづくり課長より今回の基本構想策定にあたっては、町民参加で構成するまちづくり会議が主体となり、今後の東彼杵町の方針性を定める為、つなぐ、せめる、まもるの3チームの分科会を設置し、3チームで検討した事項は、まちづくり会議全員で共有し合意した上で、これをstudio-Lと各チームリーダーにより構成される計画策定委員会で検討し、素案を作成したとの説明を受けた。

慎重審査の結果、上程された議案については、住民参加により策定された基本構想であり、議会としても課題を共有し、東彼杵町の明るい未来と目標の達成に向け、全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。以上。

○議長（森敏則君）

それでは、これから委員長に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長降壇願います。

以上で質疑を終わります。

次にこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから、本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 1 号、東彼杵町基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて

（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて

（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（森敏則君）

次に日程第 5、議案第 24 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）。日程第 6、議案第 25 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 24 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分の理由。地方税法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 132 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 34 号）が平成 26 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 26 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたものです。

主な改正内容は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の税率を現行の 100 分の 12.3 から 100 分の 9.7 へ引き下げる改正。

軽自動車税関係で、原付及び二輪車の税率を約 1.5 倍、最低 2,000 円に引き上げ、また軽四輪車等及び小型特殊自動車の自家用乗用車は約 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げ、併せてグリーン化を進める観点から最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等については引き上げ後の税率に概ね 20%を重課する改正、及び減免規定の整備のため改正。

固定資産税関係で、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置を創設する改正を行ったものです。

詳細につきましては税務課長に説明させます。

次に議案第 25 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分の理由。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 132 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納金課税額に係る課税限度額をそれぞれ 2 万円引き上げ 16 万円、14 万円とする改正。国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の 35 万円から 45 万円に引き上げる改正を行ったものでございます。

詳細につきましても税務課長から説明させます。よろしくお願い致します。

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

只今提案の理由につきましては町長からあったとおりでございます。

今回の改正は、3 月 24 日開催の税務協議会で資料等を配布しながら説明を致しておりましたので、内容等につきましては一部割愛しながらご説明をさせて頂きたいと思います。

まず税条例の方ですけれど、今回の改正におきまして、大きく言いますと第 1 条による改正。これは、税法等は改正されたものによる改正。それから第 2 条による改正という事で、これは昨年 9 月に改正を行ったのですけれども、その改正に一部不備があったという事で、今回それを改正するものです。それと訂正附則という風な 3 パターンから成る規範改正を行った改正となっております。

予め資料という風な事で、東彼杵町税条例の改正概要という事を条文毎にまとめております。それと新旧対照表を使って説明をしたいと思います。

まず第 1 条による改正なのですけれども、項番号の 3 番です。第 34 条の 4、法人税割の税率を規定した条文になります。新旧対照表の 2 ページになります。先程提案理由にもありましたように、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が法で引き下げられました。それによりまして、本町も標準税率を使っておりますけれども、12.3%を 9.7%、引き下げを行っております。これは平成 26 年 10 月 1 日施行という風な事になっております。

次に項番号 8 番、第 82 条第 1 項でございます。軽自動車税の税率を規定した条文でございます。新旧対照表の 4 ページから 5 ページに記載しております。法律で軽自動車税の標準税率が引き上げられたもの。それから条例の中に雪上を走行する物がございましたけれども、それが削られましたのでそれに合わせて本町の条例の改正も行っております。改正後の税率は新旧対照表に記載のとおりでございます。これは平成 27 年 4 月 1 日施行というような事になります。

それから項番号 9 番、第 89 条第 1 項、軽自動車税の減免を規定したものでございます。新旧対

照表の 5 ページから 6 ページになりますけれども。これにつきましては、今回の法改正とは別に独自で改正を行って、というのはこれまで地方税法 454 条の規定に基づく減免を規定していたのですけれども、これまで公益だけを、規定を本町の条例としておりましたけれども、それに併せまして貧困、それから災害、特別の事情を追加致しております。貧困は生活保護が今まで減免規定が無いという風な事で貧困。災害は災害に遭った時。特別な事情という風な事で、ぶつかったり、大破して使用が出来なくなった様な車を、そのまま廃車出来ないでお持ちの方がいらっしゃいますけれども、そういう風な人には課税をしない、減免するという風な事が今まで無かったものですから、今回専決の中で併せて改正させて頂いております。

それから資料の 2 ページになりますけれども、項番号 15、附則第 8 条第 1 項でございますけれども、これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を規定した条文でございます。新旧対照表の 12 ページになります。これは法律で肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について 3 年間延長がされましたので、本町の条例も 3 年間延長を併せて致しております。平成 26 年 4 月 1 日施行という事になります。

それから次の項番号 16 です。附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合を規定を致しておりますけれども、新旧対照表の 12 ページから 13 ページになります。端的に言いますと、公害防止用設備と浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入が法律で行われましたので、本町も特例を規定する必要がございましたので、その中の 2 項に公害防止用設備、7 項が浸水防止用設備になります。8 項にノンフロン製品に係る課税標準の特例というような事になります。平成 26 年 4 月 1 日施行ですけれども、公害防止用設備と浸水防止用設備につきましては、本町には今のところ関係が無いような設備でございます。ノンフロン製品につきましては、冷蔵庫等が出て来る可能性がございます。

それから項番号 17 です。附則第 10 条の 3 第 9 項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をしている条文でございますけれども、新旧対照表の 13 ページから 14 ページになります。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設されましたので新たに追加したものです。2 年間 2 分の 1 になるという風な内容でございます。平成 26 年 4 月 1 日施行という事でございます。

それから項番号の 18、附則第 16 条です。軽自動車税の税率の特例を規定を致しております。新旧対照表の 14 ページになります。初めての車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重課税率の読み替えをした条文でございます。本文では、82 条では一般的な税率を入れているのですけれども、ここでその税率を 13 年経過したものに重課しますよという風な事で読み替え規定でございます。これは税率の引き換えよりも 1 年遅れまして平成 28 年 4 月 1 日の施行になります。

それから飛びまして 4 ページです。以上で第 1 条につきましては、説明は終わります。

次に第 2 条による改正でございますけれども、昨年 9 月に、先程申し上げましたように改正した内容に一部不備がございました。というのも条例に基づいて改正を行ったのですけれども、その条例自体が不備があったという風な事で、今回国の方から改正内容が示されましたので、それによって改正を行うのですけれども、昨年行った改正が平成 28 年 4 月 1 日施行でしたので、今回附則の不備を修正したものであります。

それから次に大きな項目の改正附則でございますけれども、項番号1番、第1条で施行日を記載を致しておりますけれども、新旧対照表も24ページに載せております。基本的には先程町長からありましたように平成26年4月1日施行となっておりますけれども、資料の中で施行日を入れておりますので、それぞれ違う施行になる分もございます。

それから改正附則の項番号4番、第4条でございます。軽自動車税に関する経過措置の条文でございますけれども、新旧対照表の25ページになります。改正後の条例第82条、先程言いました新旧対照表の4ページから5ページに記載のある軽自動車税の税率は、平成27年度以降の年度分の軽自動車税率で利用となります。

それから改正附則の項番号5でございますけれども、5条でございます。新旧対照表の25ページになります。まず第1項ですけれども、改正後の条例附則第16条、新旧対照表の14ページの経年重課車に対する税率は、平成28年度以後の年度分の適用という事になります。

それから同じく第2項でございますけれども、この項は平成15年10月14日より前に初めて登録を受けた車両については、台帳にいつ登録したという月の記載がございません。そのため初めて車両番号の指定した重課の関係で、車両番号の指定を受けた月を特定する必要がございますので、その年の12月から重課を適用するという風な事で、その日付が無い分を12月という風な事で置き換える条文でございます。

それから改正附則の項番号6、6条でございますけれども。新旧対照表の25ページから26ページになりますけれども、これは平成27年3月31日以前、来年の3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車税については旧税率、今の税率がそのまま適用となります。ですから新旧対照表26ページの表中、新条例第82条第2号アの項によって引き上げ後の税率を現行の税率にまた引き戻して読み替えるという風な施行が必要になりますので、ここで読み替えるという風な事になっております。以上、税条例につきまして説明を終わります。

続きまして国民健康保険税でございます。改正概要についてご説明したいと思います。これにつきましても、3月24日に説明を致しておりましたので、そういった内容でございます。これも改正概要という資料と新旧対照表を見て頂きたいと思っておりますけれども。まず改正条文でございますけれども項番号の1番、改正条項の第2条第3項と第4項でございますけれども、これは課税額を規定した条文でございます。新旧対照表の1ページでございます。課税限度額を後期高齢者支援金の14万円を16万円に。介護納付金が12万円を14万円に引き上げる改正を行っております。

2項は飛ばしまして3項ですけれども、第23条、国民健康保険税の減額を規定した条文でございますけれども、新旧対照表のP2、裏面になります。これは、減額措置を図る軽減判定所得の算定方法を、5割軽減は現行33万円に24.5万円掛ける事の世帯主を除く被保険者数を乗じておりましたけれども、被保険者の世帯主を含めた数ですね、世帯主を除かない数を乗じて5割軽減を判定するという風な事になります。2割軽減につきましては、現行33万円に35万円に被保険者数を乗じておりましたけれども35万円を乗ずる額、35万円を45万円に引き上げるという風な改正でございます。なお7割軽減につきましては改正はあっておりません。

附則になりますけれども、全て平成26年4月1日施行という風な事になります。この改正によりまして、試算を裏面の方に行ったのを一応付けております。これが平成26年2月10日の被保数を基に一応試算を行っております。影響額としては限度額改正、要するに2万円、2万円の引き上

げによりまして支援分で524,400円、介護分で188,100円、合わせて712,500円の引き上げとなっております。それ程度の引き上げ額というのが影響が出て来るという風な事でございます。次に減額判定基準改正の影響の試算としましては、一番下の増減にありますように、医療分で2割軽減世帯だったものが110世帯、5割軽減世帯に移行しました。新たに5世帯がこの改正によって増えてくる。影響の試算としましては、医療分で1,900千円程の減額になるという事でございます。同じように支援分についても700千円程の減額になります。合わせて軽減額で3,000千円位が軽減されます。引き上げで約700千円、減額で3,000千円ですので2,300千円程国民健康保険税が減収になります。2月10日時点での試算でございますけれども、一応そういう風な結果になります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を受けます。

質疑がある方は、先に議案番号をお願い致します。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

議案24号の税条例の一部改正条例で、耐震建築の申請をする様式とかそういうのは、インターネットから引き出すのですか、申請様式。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

様式自体につきましては、まだはっきり言って作っておりませんので、その名前とか色々記載する事項をそれに合わせて作って行きたいと思います。様式等につきましてはインターネット上にアップするようにしたいと思います、以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。お諮り致します。

只今議題となっています議案第24号、議案第25号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第24号、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより順次採決に移ります。始めに議案第 24 号を採決致します。お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 24 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 25 号、専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））

○議長（森敏則君）

次に、日程第 7、議案第 26 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 26 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,767 千円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,671,642 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、今回の補正予算は、歳出において決算見込みによる繰出金、扶助費などの減額の他、剰余見込みによる積立金として、ふるさと創生事業基金積立金 36,141 千円、下水道事業基金積立金 60,000 千円、庁舎整備基金積立金 20,000 千円などを計上した。

歳入におきましては、特定財源で防衛施設周辺整備事業費補助金の事業実績他による国庫支出金 7,382 千円などを減額計上し、一般財源では交付額の確定に伴う特別交付税 86,193 千円及び株式等譲渡所得割交付金 2,463 千円などを計上しております。

なお、林道事業他の繰越明許費補正並びに起債事業の事業費確定に伴う地方債補正も併せて行っております。平成 25 年度の最終予算額は 4,671,642 千円で対前年比 0.4%の減（19,358 千円の減）となっております。

詳細につきましては財政管財課長に説明させます。よろしくお願い致します。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

補足して説明致します。27 ページをお願い致します。3、歳出でございます。2 款 1 項 1 目を飛ばしまして 5 目、財産管理費でございます。25 節に只今ご説明がありましたように、決算剰余金積立金としまして、ふるさと創生事業基金に 36,141 千円。それから庁舎整備基金としまして 20,000 千円をそれぞれ積立金と致しております。それから 11 目、地域づくり推進事業費につきましては出産祝い金の実績減。それから 19 節も各種特定目的基金事業による事業実績の減額で、それぞれ 800 千円と 16,219 千円でございます。

29 ページをお願い致します。2 款 2 項 1 目、税務総務費でございます。これは法人町民税の過年度還付金の実績減でございます。それと併せまして JR 基金の寄附金を充当しまして財源更生を致しております。

30 ページ、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費でございます。28 節が財政安定化支援事業費の確定に伴います国保会計への繰出金の追加で 5,077 千円でございます。3 目、障害福祉費が補正額 14,250 千円の減でございます。大きいのは扶助費です。これが 11,420 千円減でございます。内容につきましては生活介護、共同生活援助費等の給付費の実績による減額でございます。それから 6 目、後期高齢者医療費が補正額で 14,616 千円の減額となっております。これは医療費の実績減による公費負担額の減額という事でございます。

32 ページに行きまして、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費。13 節につきましては、学童保育の障害児受入れ促進事業が、2 つの施設のうち 1 施設が該当者が居なかった事による児童健全育成事業委託料の実績減。その他地域子育て支援拠点事業並びに子ども・子育て支援事業計画の実績減でございます。それから扶助費につきましても福祉医療費の実績減でございます。2 目の児童運営費につきましては、保育対策等促進事業費補助金につきましては、延長保育と障害児保育事業の実績減額という事でございます。

33 ページの 4 款 1 項 2 目、予防費につきましては、予防接種、ワクチン接種者の実績、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨中止による減額で 6,000 千円の減。それからがん検診、インフルエンザ予防接種とも受診者数の実績による減額でございます。3 目の環境衛生費につきましては、13 節、19 節いずれも実績は減額でございます。ただ 28 節の繰出金につきましては、簡易水道会計の入札執行等による事業費の確定によります減額でございます。

34 ページの 6 款 1 項 3 目、農業振興費につきましてもいずれの事業も実績減、それから入札執行による不用額の減額でございます。35 ページの 4 目、土地改良事業費につきましても、地元施工による集落排水路事業、並びに農林振興事業補助金の実績。それと県営事業瀬戸地区海岸保全事業の実績減でございます。6 目の農業集落排水施設整備費につきましても、処理施設維持管理費、保守料等の実績による減額でございます。36 ページの 7 目、広域農道維持費でございます。大きいのは 12 節の 3,150 千円と 13 節 2,900 千円で、いずれも積雪が無かった事による路面の凍結防止作業経費に不用額を生じた。それと除草作業回数の実績による減額でございます。

37 ページに行きまして、6 款 2 項 3 目の林道費につきまして、13 節の委託料につきましては入札

執行による減額でございます。15 節は林道新設工事が、当初計画では所有者に対する伐採補償を計画致しておりましたが、どうしても所有者が運搬搬出が困難であるという事で、追加作業が発生した事による工事費の追加でございます。

38 ページ、6 款 3 項 1 目、水産業振興費、2 目、漁港管理費、いずれも実績減でございます。

41 ページに行きまして、8 款 5 項 2 目の公共下水道費でございます。積立金につきましては、決算剰余金が見込まれたため、60,000 千円を下水道事業基金積立金と致しております。繰出金につきましては、公共下水道事業費の最終の事業費が確定した事に伴います繰出金の減額という事でございます。

43 ページに行きまして、8 款 7 項 2 目、平似田太ノ浦線道路改良事業費につきましては、用地買収面積、買収単価の減額による事業費の減額で 9,400 千円の減。3 目、太ノ浦周辺用水対策事業費ですが、費用対効果検討業務が補助対象事業として採択されましたため単独計上した額を減額を致しております。

45 ページ、9 款 1 項 2 目から 5 目まで全ての事業実績と入札執行による減額でございます。

48 ページに行きまして、10 款 5 項、社会教育費。同じく 49 ページの保健体育費いずれも事業実績、入札執行による不用額の減額でございます。

50 ページ。11 款 1 項 3 目の 25 年農地等災害復旧事業費。入札執行による不用額を減額を致しております。

9 ページをお願い致します。歳入ですが、1 款 4 項 1 目、町たばこ税 4,146 千円、収納実績に基づきまして追加を致しております。

以下 10 ページから 16 ページ、各種譲与金関係につきましては全て収納実績でございます。

17 ページ、11 款 1 項 1 目、地方交付税、今回最終枠でございまして特別交付税の追加で 86,193 千円の追加でございます。

20 ページをお願い致します。15 款 2 項 3 目、土木費国庫補助金につきましては実績による減額でございます。

22 ページ、16 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金につきまして△で 3,160 千円ですが、いずれの事業につきましても事業実績、入札執行による事業費の減額に伴うものでございます。

24 ページ、18 款 1 項 1 目、一般寄附金、3,840 千円の追加でございます。これは JR 還付加算金による寄附金で 2,640 千円。それから道の駅、図書購入費と致しまして 1,200 千円の補正額でございます。

25 ページの 19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金、それから 3 目の減債基金繰入金が臨時的な一般財源という事で繰入金を上げておりましたけれども、いずれも特別交付税の確定によりまして、繰入金の必要が無くなったという事で今回減額をさせて頂いております。それから 2 目、4 目、5 目、7 目、特定目的基金事業ですが、いずれも歳出の実績による減額という事でございます。

26 ページ、22 款 1 項 1 目、土木債ですが、平似田太ノ浦線の実績減による辺地対策事業の減。2 目の農林水産業債は、県営瀬戸地区海岸保全自然災害防止事業負担金の減額による起債の減でございます。5 目、災害復旧債につきましても実績に伴うものでございます。

5 ページをお願い致します。第 2 表、繰越明許費でございますが、2 款 1 項、まちづくり計画書編集・作成業務委託料につきましては、基本構想の策定が議会特別委員会に付託されたので、

編集作成業務を次年度へ繰り越すものでございます。

6 款 2 項、林業専用道路白土線新設事業につきましては、歳出予算での説明のとおり当初計画を変更致しまして、搬出運搬を直営とする事によって事業費の追加という事でございます。

9 款は消防費。浦地区防火水槽新設工事が漁協との協議でナマコ漁を避けての着工という事でしたが、想定以上の海水が浸入して、この海水対策に日数を要した為に年度内の完成が困難という事で繰り越しをさせて頂くものでございます。

6 ページの第 3 表、地方債補正につきましては、歳入歳出で説明しましたそれぞれで事業費の確定に伴います減額補正という事でございます。

1 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、今までの積上げでございますので説明を省略させて頂きます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

24 ページの先程吉永議員が一般質問された一般寄附金についてお尋ね致します。

この図書購入の 1,200 千円という説明を受けたのですが、何名の方か、1 名の方か。それから JR 還付加算金に係る寄附金については、寄附金を集められる時に目標金額か設定金額をされてされたのか、その辺をお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず後の方の質問の JR 還付金は、目標は定めておりません。これはいくら入るか分かりませんので。私も心配しておりましたので、目標はございません。

最初の質問の一般寄附金につきましては、後で説明します。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

一般寄附金の追加で 1,200 千円というのは、道の駅から 1,000 千円。図書購入費と致しまして 1 名から 200 千円でございます。株式会社彼杵の荘ですね。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そうすると、その目標の金額は無く、きれいに大体 2,600 千円、損害賠償分位に、奇跡的に入ったという事ですか。その点についてお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

例えば、中には 50 万円という方もいらっしゃいますので、確実に違いますので、中々想定が出

来ませんのでそういう形になっております。たまたまでございます。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

最後ですけれども、この寄附金の問題で、例えば加算金が発生したにしても賠償しなければいけない。しかし、何年も前にお金を取り過ぎて町に投資をしてきた。その投資の効果、この辺の相殺とか町長は考えられなかったのかどうかです。今失敗して JR に払わなくてはいけなかったのか、その利息の分もですね。しかし、その分もう先に貰って、お金を取り過ぎて、一般会計に投入して町の財産作りのために投資をしてきた。おまけにそれを前提に、議会も全部公費止む無しという事で議決をした。尚且つ町長は自ら給与を削減されて他に充てられた。そこの真意を最後にお聞き致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当初は 15 年とか大きな年数でした。80,000 千円近くなった訳ですけれども、80,000 千円を確かに公費で返しても良かったのですけれども、JR との協議によって 10 年間の償還という事で 40,000 千円になった訳ですけれども。果たして町民の皆様方から確かに貰い過ぎているから良いではないかという論法も一部言われる方もいらっしゃいました。40,000 千円近く貰っていて 40,000 千円返せば良いのだから、40,000 千円儲かっているではないかと。そしたら税金とか職員から取らなくても良いではないかという話も一部ありました。しかし、還付加算金がある訳ですけれども、これが極端に多かった場合は真意として私は無理かも分かりませんでした。例えば何千万という形で来れば、職員から貰う事は多分無理かと思いました。しかし何とかそこら辺で、2,600 千円位で納まってきたので、利息も本来ならもっと大きかったのです。確か 17,000 千円。とても返せるような額では無かったのです。しかし交渉の中で 10 年という事で、銀行も公定歩合ではなくて、市中銀行の利息という事で、そこまで持って行って良いと話が合ったものですから、利息を変えさせて貰って 2,600 千円になった訳です。そうしますと、そこで職員の処分をしなくてはならない訳ですけれども、これは地公法上文書訓告という事で、特に今後注意しなさいというだけで、本当にそれで良いのかなという事がありまして、自分達で何とかならないのかなという事で、私が返そうと決めた訳でございます。ただし、内心は 2,600 千円、もし集まらない時は町民の皆さんに謝ろうと思っておりました。400 千円でも 1,000 千円でも貰えば、その残り分は無理ですから、それは謝ろうと思っておりました。そういう気持ちで何とかここで、職員も歴代間違っている訳ですから、どうしようもございません。だから訓告貰った人は平成 9 年から今までの分位しか文書訓告になっておりませんけれども。それ以外の人は本当、今採用された方などは全く関係無い訳ですから、不服辺りも有っただろうと思いますけれども、皆さんにそういう事を求めたら、一緒に自分達も払おうという連帯感意識が有ったという事でございますので、職員皆で助け合って行こう、そういう間違いを二度と止めようという意識の醸成といいますか、その辺の連帯感が逆に出来たと思いますので、それに伴う職員の今後の事務に対する態度と言いますか、その辺が大きく変わって、私は結果に繋がって行けばと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

次に6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

5ページの繰越明許費のところで。報告1号のところで良かったのですが、早めにちょっと聞いておきます。

この繰越明許費で300,000千円超えたというのは最近無いのではないかという気がするのですが、この原因をお伺いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

過去、私が就任した当時は500,000千円位あっております。年々減ってございましたけれども、去年も300,000千円を多分切っていると思います。若干増えた訳ですけれども、増えたのは補助事業辺りが軒並み、例えば先程議員から質問がありました、道路辺りの路線測量のルート確定とかまだ出来ておりません。所謂承認を貰ってから確定しますので、全てそんな物が全て繰り越しになります。それから橋梁工事が多くございます。橋の工事があって、遠目付近は全て、下部工は出来上がりますけれども、上部工の為にどうしても通行止めをしなければならないという事で繰越しとか、そういう工事の内容によって増加したものと思っております。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私が心配しているのは、今全国的に震災と東京オリンピックの関係で、資材がかなりこの1年上がっているという話を聞いているのです。この契約は25年度内に契約をされているのですけれども、実際工事がこういう風に遅れてきて、契約した時よりも10ヶ月とか半年後に実際工事をした場合、資材が2割も3割も上がるケースが今後考えられるのではないかと思います。その際、また新たな契約変更という事になって、その事業費がまた膨らむという事が非常に懸念されるのですけれども。そこら辺の考えはどういう風な考えをお持ちですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程私も説明不足だったですけれども、橋梁工事などでどうしても出来なかったと申しましたけれども、先程議員が仰るように、震災復興で材料が遅れたのも事実です。それもこの繰り越しの内容に入っております。それとこれから2、3割上がるだろうという話ですけれども、勿論消費税が5%から8%に全て3%分が不足ですので上がってきます。それとこれが取り決めでございまして、約款に決めておりまして、経済事情によってそういうデフレーションとかインフレーションとかあった時に、極端に資材等が高騰した場合は自動的に変える様な制度になっております。ですから、不況とか資材不足とか、特に問題が無ければそのまま行けますけれども、状況によっては今仰る様な事も考えられます。その時はまたどうしても仕方無い所があるものですから、それは赤字発注という訳にはいきませんので、業者の方に支払いをしなければなりませんので、適切な補正予算等を

組んで対応しなければならないと思っております。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

先程岡田議員が質問された分で気付いたのですが、道の駅彼杵の荘1,000千円の寄附という事で、また新たに寄附をされたという事ですけれども。これの経緯につきましては、あまり好ましくないのではないのかなという事を私以前申し上げたと思っていますけれども。今回また1,000千円ですけれども、これは道の駅の彼杵の荘さんが自発的に申し込まれたのですか、それとも行政側の要請ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは（株）彼杵の荘さんが自発的に寄附をされております。こちらからそういう申し入れも何もしておりませんので、自主的に寄附という事で解釈しております。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

これ一番最初のスタート時点の寄附行為というのは前の町長の時でしたよね。確かこれは前の町長が何とかいう事で要請されたと聞いております。それはやはりちょっとあまり好ましくない。立場的に強い人が弱い人に金品を、どういう形であろうと要請するというのは良くないという事を言ったのですけれども。今回またというような、これは逆にこういった寄附をすれば、痛くも無い腹を探られる、本人にとっても。ひょっとすると、何の体も無いかも知れませんが、やはり好ましい形では無いと思うのです。ですからお互い何ら瑕疵のない関係であるならですね、私はむしろ善意は善意として良いかも知れませんが、クリーンな関係を保つという考え方に立てばこういうのは貰ったらいけない気がするのですが、如何ですか。もう貰ってしまったのでしょうかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

実は私も歳入が、そういう寄附が有ったという事は実際存じておりませんでした。そういう事で今回新たに物産館も出来ますし、それから食堂棟もまた頂く訳ですけれども、それはそれで諮問委員会からも適当な家賃とか答申を頂いておりますので、新年度からは新たにそういう寄附金は貰わずに多分行けるのではないかと考えております。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

ちょっと言い方おかしいと思います。貰わずに行けるといいますと言われた。今回は貰わなければ行けなかったのかとなりますから。言葉のあやかだと思いますけれども。出来ればこういう事はク

リーンな形でした方が、痛くも無い腹を探られないで済む。注意して頂きたいなという気がしますので、よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

次に7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今の件で毎回私も申上げておりますが、結局この前取り壊しをされた、平たく言えばこの前取り壊しをした仮設の部分について、本来は家賃を上げなければいけなかったけれども、全体的に計算をし直して、結び直しを本来しなければならなかったけれども、期限が来るまで待ちましょうという事で。その間、ゆすりばかりでは無いですけども、これ位の金を出しておけば取り敢えずと、寄附金で1,000千円で過ごしておこうという事で、今までなあなあで来た訳でしょう、本音を言えば。今度は仮設を取り崩して本物の建物にしたから、建物に対しての結局貸し付け料を新たに設定した訳でしょう、今年度から。だからこの1,000千円というのは、前年度までで終わっている訳でしょう。また要る訳ですか。また1,000千円やれと言って、だったら適正な価格で貸せば、それで良いのではないかと私は思う訳ですけども。だから25年度なら25年度で終わりましたよ、このあやふやな寄附金と言うのは。この次の決算の時にはまた色々言わなくても、同じ事ですから。そういう事で良いのですか、もうこれで、けじめ付けたと言ったらおかしい事ですけども。終わったのですね、この家賃の問題は。契約をし直した訳でしょうから。どうなっているのですか、契約。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

寄付金の事は一切我々は関知しておりません、私も。入ろうが入るまいが個人の自由ですので。ただ考えているのは家賃の改定をしなければならないという事で、議員さんの方から話が有ってありましたので、諮問委員会を作って今度解体します。解体しまして3月末位で多分終わる予定だったのですけれども、4月からは、新年度新しい改定家賃で皆さん達が色々話をされておりますので、妥当な家賃という事で決めました。そして今契約をして、それでやっております。この後分かりません。もしかして寄附される可能性も有ります、それは有ります。ですから、内々とかそういう事は一切有りませんので。全くそういう寄附をしてくれとか、寄附を貰ってどうのこうのとか、そういう話は一切しておりませんので、全くそれは関係ございませんので誤解が無いようにお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第26号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 26 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

次にこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決致します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 26 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 9 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））

○議長（森敏則君）

次に、日程第 8、議案第 27 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））。日程第 9、議案第 28 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））。以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 27 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,591 千円を減額致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,257,703 千円とするものでございます。

補正の内容と致しましては、歳出では総務費、保険給付費、保健事業費について、支払実績により減額計上致しております。

歳入は、変更決定等により一般会計繰入金、諸収入等を増額計上し、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金を減額計上致しております。

歳入歳出決算見込みにより、国民健康保険財政調整基金繰入金 4,316 千円を増額計上することに致しております。

詳細につきましては町民生活課長から説明させます。

次に、議案第 28 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,083 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 91,927 千円とする。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療事業の歳入歳出額の決算見込みにより減額補正を行っております。

詳細につきましては、町民生活課長から説明させます。宜しくお願い致します。

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

議案第 27 号を説明致します。議案第 27 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付で行いましたので、町長に代わりまして説明します。

今回の補正は総じて歳入が収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決するようにしております。

13 ページをお願い致します。1 款 1 項 1 目、一般管理費。これは国県支出金の財源更正であります。

14 ページをお願い致します。1 款 2 項 1 目、賦課徴収費。これはシステム修正業務委託料の減の計上をしております。733 千円の減です。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費につきましては、財源更正を行っております。また 2 目、退職被保険者等療養給付費につきましては、給付金負担金減額を決定しましたので減額しております。

続きまして 16 ページお願い致します。2 款 4 項 1 目、出産育児一時金です。これは出産育児一時金の対象者が 10 名から 7 名に変わりまして、その分で 1,260 千円減額計上しております。

17 ページをお願い致します。4 款 1 項 1 目、前期高齢者納付金につきましては、これも財源更正です。国県支出金の財源更正を行っております。

18 ページをお願い致します。6 款 1 項 1 目、介護納付金につきましても、財源更正を行っております。

8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費につきましては、賃金を 912 千円、また報償費を 686 千円減額しております。特に特定健診受診の記念品減につきましては 1,400 人に対し 700 人になっておりました。

20 ページをお願い致します。8 款 2 項 2 目、疾病予防費につきましては、人間ドック検診補助金の減額であります。

戻って頂きまして 5 ページをお願い致します。3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金につきましては、決算見込みにより 11,676 千円減額しております。

6 ページをお願い致します。3 款 2 項 1 目、財政調整交付金につきましては 5,347 千円を追加計上致しております。また、2 目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、変更決定

に伴いまして 44 千円計上しております。

続きまして 7 ページをお願い致します。4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金につきましては、変更決定により 3,054 千円減額しております。

8 ページをお願い致します。6 款 2 項 1 目、県財政調整交付金につきましては 7,458 千円減額計上しております。

続きまして 9 ページをお願い致します。9 款 1 項 1 目、基金繰入金につきましては、実績に伴いまして 4,316 千円を追加計上しております。

次のページ、10 ページをお願い致します。9 款 2 項、一般会計繰入金は実績に伴いまして 5,077 千円、一般会計繰入金を計上しております。

11 ページをお願い致します。11 款 2 項 1 目、延滞金です。これは延滞金が発生しましたので 490 千円計上しております。

12 ページをお願い致します。11 款 4 項 2 目、一般被保険者第三者納付金につきましては 1,323 千円追加計上しております。

戻って頂きまして 1 ページ、2 ページ、第 1 表及び 3 ページ、4 ページ、事項別明細書はこれまでの説明の積上げですので説明を省略させて頂きます。以上で終わります。よろしくお願い致します。

続きまして議案第 28 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付けで行いましたので、町長に代わりまして説明します。

今回の補正は総じて歳入では収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決するようにしております。

8 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費の 13 節、委託料は当初 350 人の健康診査受診者を見込んでおりましたが、315 人の受診となったため 306 千円と、また 19 節、負担金補助及び交付金は、50 人の人間ドッグの受診見込みに対しまして 30 人受診となったため 777 千円をそれぞれ減額計上しました。

戻って頂いて歳入 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、特別徴収保険料及び 2 目、普通徴収保険料。1 節、現年度分は県広域連合から通知があった金額で、特別徴収保険料は 1,784 千円の減額、普通徴収保険料は 1,429 千円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目、繰越金につきましては 355 千円を追加計上しました。

7 ページをお願いします。6 款 5 項 4 目、雑入につきましては、健康診査より人間ドッグの受診料として全額広域連合から交付されますが、歳出で説明しましたとおり受診者の減により 1,083 千円を減額計上しました。

戻って頂きまして 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書はこれまでの説明の積上げですので説明を省略させて頂きます。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を行います。

質疑がある方は、先に議案番号をお願い致します。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

議案第 27 号ですけれども、中身ではなくて課長の説明なのですけれども。13 ページの財源更正をされているのですけれども、何も書いて無いです。財源更正、何も書いていないのですけれども、多分県から国から結局そういう事だろうと思うのですが、せめてその位の説明はして頂ければと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

説明致します。これは本来なら特定財源の欄がございますので、一般財源までの 4 つの欄で財源更正するのが普通ありえる訳ですが、今回の場合は、国県支出金の中での国の財源が増える、県の方が減るという事でのプラマイ 0 という事でご理解をお願いしたいと思っております。構課長もまだ初めてでございますので、説明不足があった点は多々お詫び致します。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

議案第 27 号の 9 ページ、基金の 4,316 千円繰入とありますが、この専決処分でこれだけ投入した後の基金残高。どの位残っているのか 260,000 千円位、どの位か分かりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

代わりまして説明致します。

国民健康保険の財政調整基金の平成 25 年度末現在高は 201,000 千円でございます。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております、議案第 27 号、議案第 28 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 27 号、議案第 28 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより順次採決に移ります。

始めに議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 27 号、専決処分を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 28 号、専決処分を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 10 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

日程第 11 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 12 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 13 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

○議長（森敏則君）

次に日程第 10、議案第 29 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号））。日程第 11、議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））。日程第 12、議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））。日程第 13、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））。以上 4 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 29 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号））は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 13,074 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 167,400 千円とする。

補正の内容は、歳出では、財政調整基金積立金の追加等、一般管理費に 9,017 千円追加計上した。また実績減により給水費 9,300 千円、建設改良費 12,791 千円をそれぞれ減額致しております。

歳入では、実績に伴い一般会計繰入金 13,074 千円を減額致しております。

平成 25 年度の最終予算額は 167,400 千円で対前年比 13.0%、25,061 千円の減となっております。詳細につきましては水道課長から説明させます。

次に議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,530 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 39,470 千円とする。

補正の内容、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については、委託料等実績の減により、業務費 2,530 千円を減額計上致しております。

歳入については、使用料等収入実績に応じて調整を行い、2,530 千円を減額計上致しております。

平成 25 年度の最終予算額は 39,470 千円となり、対前年比 11.5%、4,070 千円の増となっております。詳細につきましては水道課長から説明させます。

次に議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,800 千円とする。

補正の内容、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については、委託料の実績減により、業務費 900 千円を減額計上致しております。

歳入については、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金 900 千円を減額計上致しております。

平成 25 年度の最終予算額は 6,800 千円となり、対前年比 2.9%、200 千円の減となっております。詳細につきましては水道課長から説明させます。

議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10,289 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 422,909 千円とする。

補正内容は、歳入歳出予算額の最終的な精査を実施し、それに伴う歳入歳出補正を行っております。歳入の主なものは、負担金 2,415 千円、使用料 1,897 千円をそれぞれ追加し、国庫支出金 5,000 千円、一般会計繰入金 5,101 千円、町債 4,500 千円をそれぞれ減額致しております。

歳出については、業務費 3,620 千円、施設費 6,669 千円をそれぞれ減額致しております。

平成 25 年度の最終予算額は 422,909 千円で、対前年比 24.6%、83,529 千円の増となっております。詳細につきましては水道課長から説明させます。よろしくお願い致します。

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 29 号を補足して説明致します。

6 ページの歳出をお願い致します。1 款 1 項 1 目、一般管理費の 3 節から 13 節につきましては、実績による減額でございます。25 節の積立金は、決算剰余金としまして財政調整基金の方に積立金として追加計上致しました。

7 ページをお願い致します。1 款 2 項 1 目、給水費の 3 節から 18 節まで執行減により 9,300 千円を減額しております。

8 ページをお願い致します。2 款 1 項 1 目の建設改良費ですが、15 節、工事請負費につきましては、公共下水道工事に伴い水道管の布設替えを予定しておりましたが、必要となる事業量が減少した事、また坂本地区減圧井取替工事の入札執行減と合せて 12,491 千円を減額しております。

次に歳入、5 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業分 11,446 千円、坂本地区減圧井取替工事 880 千円など合計しまして 13,074 千円の減額となりました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページにつきましては、積上げですので説明は省略させていただきます。

次に議案第 30 号をお願い致します。農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

7 ページの歳出をお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費の 13 節、委託料は処理施設運転管理業務の執行残。また 15 節、工事請負費につきましては、管路関連の道路補修工事の実績による減額でございます。

次に 5 ページの歳入をお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、実績による使用料の増額でございます。

次に 6 ページ、3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが、歳入歳出の実績によりまして 3,080 千円の減額計を上致しております。

戻りまして、1 ページから 4 ページは積上げですので説明は省略致します。

次に、議案第 31 号、漁業集落排水事業特別会計補正予算をお願いします。

6 ページの歳出をお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費につきましては、13 節の委託料の実績によりまして 900 千円の減額でございます。

5 ページの歳入をお願いします。3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが、排水費の実績減によりまして 900 千円を減額致しております。

戻りまして、1 ページから 4 ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に議案第 32 号、公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

13 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、13 節、委託料と 19 節、負担金補助及び交付金の実績による減額でございます。

14 ページの 1 款 2 項 1 目、排水費の 11 節、需用費につきましては、処理場の光熱水費及び修繕費等の減でございます。13 節、委託料につきましては、水質検査委託料等の実績による減でございます。

15 ページの 2 款 1 項 1 目、下水道建設費につきましては、13 節、設計業務委託料や 22 節の補償補填及び賠償金等の実績によりまして 6,669 千円を減額致しております。

7 ページをお願いします。歳入の 1 款 1 項 1 目、下水道事業費負担金の現年度分及び滞納繰越分をそれぞれ実績により追加計上しております。

8 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、収納実績により 1,868 千円を追加計上しております。

9 ページ、2 款 2 項 1 目、手数料につきましても、収納実績により 29 千円を追加計上しております。

10 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、下水道事業費国庫負担金につきましては、交付決定額の実績によりまして 5,000 千円を減額しております。

11 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きによりまして 5,101 千円を減額しております。

12 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、下水道事業債につきましても、実績により 4,500 千円を減額しております。

戻りまして 3 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費でございますけれども、5,330 千円を減額して 129,670 千円を繰越の補正でございます。

4 ページをお願いします。地方債補正でございますけれども、限度額を 105,600 千円に補正を致しております。

1 ページ、2 ページにつきましては、積上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（森敏則君）

ここでこの後、只今上程されております 4 議案の質疑、討論、採決と移ります。17 時をちょっと過ぎるような気配が致しますので、予め延長を致します。

それでは本案について質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第 29 号、30 号、31 号、32 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 29 号、30 号、31 号、32 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから順次採決に移ります。始めに議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 29 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 31 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次にこれから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

以上、只今日程 13 まで終了致しましたが、本日予定していた議事をこれで打ち切り、消化出来なかった日程は明日行います。従って本日はこれで延会と致します。お疲れ様でした。

延 会（午後 4 時 56 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 後城 一雄

署名議員 本下 利之